

Ⅱ. 適正化事業関係通知

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱

昭和 52 年 4 月 20 日 52 構改 B 第 600 号
最終改正一令和 7 年 4 月 1 日 6 農振第 2955 号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
都 道 府 県 知 事
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

殿

農 林 事 務 次 官

第 1 趣旨

農業が、持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業水利施設を、中長期的な視点に立ち、地域の関係者が連携して適切に保全管理していくことが重要である。また、近年、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった自然的・社会的状況の変化が顕著となっていることから、国土強靱化、グリーン化、デジタル化といった現下の政策課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが喫緊の課題となっている。

このような実情に鑑み、土地改良区等（土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。以下同じ。）による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及び I C T の有効活用に資するものとする。

- (1) 土地改良施設の定期的整備補修を行う事業（以下「整備補修事業」という。）
- (2) 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）

第 2 事業の内容等

- 1 整備補修事業は、次のとおり分類する。

(1) 一般型

全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等（許可地縁団体及び一般社団法人を除く。）が、土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行うものとする。

(2) 連携管理保全型

適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金をその事業費の全部として、土地改良区及び土地改良区連合が、地域の関係者と連携して地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョン（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 11 第 1 項に規定する連携管理保全計画をいう。）に位置付ける土地改良施設の定期的な整備補修を行うものとする。

- 2 防災減災機能等強化事業は、適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金をその事業費の全部として、土地改良区等が、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を

行うものとする。

- 3 適正化資金は、全国連合会が造成するものとし、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）からの拠出金（以下「連合会拠出金」という。）及び国の補助金をもってその財源とするものとする。
- 4 適正化資金の造成額及び財政融資資金からの借入額は、毎年度、全国連合会長が農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）の承認を得て定めるものとする。
- 5 連合会拠出金は、土地改良区等からの拠出金（以下「改良区等拠出金」という。）及び都道府県からの補助金をもってその財源とするものとする。
- 6 本事業実施のための連合会拠出金を拠出することができる地方連合会は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という。）第 5 の 1 の（2）の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施している地方連合会とする。ただし、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた地方連合会にあってはこの限りではない。
- 7 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象とする土地改良施設は、管理指導事業の実施により整備補修及び施設整備が必要と判断された農業水利施設（6 のただし書により地方農政局長等の認定を受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによる。）とし、その事業内容は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

第 3 財政融資資金の借入れ手続

- 1 全国連合会は、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業を実施するときは、当該事業を実施する年度の前年度の 2 月末日までに翌年度の事業計画（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 111 条の 20 第 1 項第 2 号に定める事業計画をいう。以下同じ。）を農村振興局長に提出しなければならない。
- 2 農村振興局長は、1 の事業計画の提出があったときは、当該事業計画について、速やかに財務省理財局長に対し意見を照会するものとする。
- 3 農村振興局長は、財務省理財局長から 2 の規定による照会に対する意見があった場合は、全国連合会に対し、当該意見を通知するとともに、当該意見を適切に事業計画に反映するよう助言することとし、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る農村振興局長、財務省理財局長及び全国連合会との間の手続は、当該反映の後に行うこととする。

第 4 適正化資金の造成のための拠出

- 1 地方連合会は、全国連合会長が定める適正化資金拠出約款の定めるところにより、適正化資金の造成に充てるための連合会拠出金として、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業の実施を希望する土地改良区等（以下「適正化資金拠出者」という。）の改良区等拠出金と当該地方連合会の拠出に対する都道府県からの補助金を合わせた額を、毎年度、全国連合会に拠出するものとする。ただし、整備補修事業（一般型）の実施を希望する適正化資金拠出者が、予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設の整備補修であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するもの（以下「緊急整備補修」という。）を実施する場合にあっては、地方連合会は、当該緊急整備補修に要する経費に充てるための連合会拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、全国連合会に拠出するものとする。

- 2 適正化資金拠出者は、各地方連合会長が定める適正化資金拠出約款の定めるところにより、改良区等拠出金として、地方連合会が連合会拠出金に充てるための経費の一部を、これに対する地方公共団体からの補助金と合わせて、毎年度、地方連合会に拠出するものとする。ただし、緊急整備補修を実施する場合には、緊急整備補修に要する経費に充てるための改良区等拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、地方連合会に拠出するものとする。
- 3 適正化資金拠出者が2の規定により地方連合会に改良区等拠出金を拠出する場合には、その額について、あらかじめ関係都道府県知事の承認を得なければならない。
- 4 防災減災機能等強化事業において、認可地縁団体又は一般社団法人が適正化資金拠出者になる場合には、改良区等拠出金の拠出の確実性を担保するため、3の規定による関係都道府県知事の承認を得るに当たり、当該団体又は当該法人の積立金残高その他の財務状況を確認できる書類を提出するものとする。

第5 交付金の交付

- 1 全国連合会は、適正化資金拠出者が行う整備補修事業（一般型）の実施に要する経費の一部並びに適正化資金拠出者が行う整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の実施に要する経費の全部を交付金として地方連合会に交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業（一般型）交付金、整備補修事業（連携管理保全型）交付金及び防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。
- 2 地方連合会は、1の規定による交付金の交付を受けたときは、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）又は防災減災機能等強化事業を実施する適正化資金拠出者に対し当該交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業（一般型）交付金、整備補修事業（連携管理保全型）交付金及び防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。
- 3 整備補修事業（一般型）に係る2の規定による交付金の額は、適正化資金拠出者ごとに次の（1）又は（2）により算定して得た額のいずれか低い額を限度とする。
 - （1）当該年度に実施する整備補修事業（一般型）の実施に要する経費の額の10分の9に相当する額
 - （2）別に農村振興局長が定める一定期間内における当該適正化資金拠出者の拠出金の額に見合う予定交付金額として別に農村振興局長が定めるところにより算定した額（既に交付金が交付されている場合にあっては、その額から当該交付金の額を控除した額）
- 4 整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る2の規定による交付金の額は、当該年度に実施する当該事業の実施に要する経費に相当する額とする。

第6 交付金申請手続等

- 1 適正化資金拠出者であって、交付金の交付を受けて整備補修事業又は防災減災機能等強化事業を実施しようとする土地改良区等（以下「事業実施者」という。）は、事業実施年度の12月末日までに交付申請書を地方連合会に提出しなければならない。
- 2 事業実施者が緊急整備補修を実施しようとするときは、第4の3の承認後速やかに交付申請書を地方連合会に提出しなければならない。
- 3 地方連合会は、事業実施者から1又は2の規定による交付申請があったときは、適正化資金拠出約款の定めるところにより機能強化支援事業実施要綱第5の1の（2）のアの管理専門指導員（第2の6のただし書により地方農政局長等の認定を受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによるもの。）に審査させ、地方連合会ごとに全国連

合会の定める交付目標額の範囲内で調整の上、全国連合会に第5の1の交付金の交付を申請するものとする。なお、当該申請は、整備補修事業（一般型）交付金、整備補修事業（連携管理保全型）交付金及び防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。

- 4 全国連合会は、地方連合会から、3の規定による申請があったときは、これを第9の1の（2）に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、当該土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会からの答申に基づき交付決定を行ったときは、その旨を地方連合会に通知するものとする。
- 5 地方連合会は、全国連合会から4の規定による通知を受けたときは、関係都道府県知事と協議の上、事業実施者ごとに交付金の割当てをするものとする。
- 6 地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施者ごとに、その事業の実施状況を検査し、検査が終了した場合には、直ちに、事業実施者ごとの交付金明細書を添付して、全国連合会に交付金を請求するものとする。
- 7 全国連合会は、地方連合会から交付金の請求があった場合には、適正化資金の造成額及び財政融資資金の借入額の範囲内で交付金を交付するものとする。

第7 適正化資金拠出約款の作成

- 1 全国連合会及び地方連合会は、適正化資金拠出約款を作成し、全国連合会にあっては農村振興局長、地方連合会にあっては地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 2 適正化資金拠出約款には、次の事項を定めるものとする。
 - （1）適正化資金拠出申込適格
 - （2）拠出金の額の算定方法
 - （3）拠出金の納付時期
 - （4）交付金の交付対象（全国連合会が作成する資金拠出約款については除く。）
 - （5）交付金の額の算定方法
 - （6）その他必要な事項
- 3 全国連合会及び地方連合会は、適正化資金拠出約款を変更するときは、第1項の規定に準ずるものとする。

第8 拠出金台帳の作成等

- 1 全国連合会及び地方連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業を円滑かつ適正に遂行するため、これらの事業に関する会計をそれぞれ一般会計と区分して拠出金申込年次別に経理することとする。
- 2 全国連合会は、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に関する会計は、特別会計において経理するとともに、当該特別会計から他会計への繰入れは行わないこととする。
- 3 農村振興局長が別に定めるところにより、全国連合会にあっては地方連合会ごとに拠出金、交付金等の明細を明らかにした台帳を、地方連合会にあっては適正化資金拠出者ごとに拠出金、交付金、交付対象施設、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の詳細を明らかにした台帳をそれぞれ作成し、書面又は電磁的記録により保管するものとする。

第9 業務執行体制

- 1 全国連合会の業務
 - （1）全国連合会は、適正化資金の運用、財政融資資金の管理、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する基本的事項を行うものとする。

- (2) 全国連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に当たり、適正化資金造成の管理運用及び造成された適正化資金の交付の効率化・透明化等を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

なお、運営委員会は次の業務を行うものとする。

- ア 適正化資金の造成、財政融資資金の管理、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する事項
- イ 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の新規加入地区に関する事項
- ウ 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施地区に関する事項
- エ その他の事項

2 地方連合会の業務

- (1) 地方連合会は、全国連合会への拠出金の拠出、事業実施者への交付金の交付その他の整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に関する基本的事項を行うものとする。
- (2) 第2の6のただし書により、地方農政局長等の認定を受けた地方連合会における整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に関する業務は、当該地方連合会が、関係都道府県、全国連合会の協力等を得て行うものとする。

第10 国の助成等

- 1 国は、全国連合会に対し、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に要する経費について、別に定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において補助するものとする。
- 2 事業実施者は、整備補修事業（一般型）の実施に要する経費からその実施につき交付される交付金の額（緊急整備補修を実施する場合にあっては、当該事業実施者が第4の2の規定により当該緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる改良区等拠出金に相当する額を除く。）を差し引いた額については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）による融資を受けることができるものとする。

第11 報告

- 1 地方連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度の整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を翌年度の4月末日までに、都道府県知事及び全国連合会に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、地方連合会から1の規定による報告があったときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 全国連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度の整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 全国連合会は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎年度の運営委員会の実施結果を翌年度の6月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第12 施設改善対策事業

- 1 土地改良区等は、第2の1の(1)に規定する整備補修事業（一般型）として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行うことができるものとする。
- 2 1の規定に基づいて行う整備補修事業（一般型）は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備補修を対象とするものとする。

- 3 1の規定に基づいて行う整備補修事業（一般型）においては、緊急整備補修は実施しないものとする。

第13 安全管理施設整備対策事業

- 1 土地改良区等は、第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、農業水利施設への転落事故の防止を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を行うことができるものとする。
- 2 1の規定に基づいて行う整備補修事業（一般型）は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める安全管理施設の整備補修を対象とするものとする。

第14 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に関し必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。
- 2 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土規制法の手続に従うものとする。

附 則

- 1 要綱による廃止前の水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施した地方連合会については、第2の5に規定する地方連合会とみなす。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第11の（1）に基づき承認された整備改善計画については、第11の（1）に基づき承認された整備改善計画とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱の一部改正について（平成30年3月31日付け29農振第1970号農林水産事務次官依命通知）による改正前の要綱第11に基づき採択された地区については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知）により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 機能強化支援事業実施要綱による廃止前の土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施した地方連合会については、第 2 の 6 に規定する地方連合会とみなす。
- 4 機能強化支援事業実施要綱による廃止前の土地改良区体制強化事業実施要綱第 3 の 2 の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施した土地改良区施設については、第 2 の 7 に規定する土地改良施設とみなす。
- 5 整備補修事業（連携管理保全型）については、水土里ビジョンが都道府県知事の許可前であっても、関係者（土地改良法第 57 条の 14 第 1 項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は、土地改良法第 57 条の 11 第 4 項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長）との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる場合であれば実施できるものとする。
- 6 令和 7 年度における整備補修事業（連携管理保全型）に関する財政融資資金の借入れ手続については、土地改良区施設維持管理適正化事業実施要綱第 3 の 1 に定める期限にかかわらず、この要綱の施行後、速やかに行うものとする。

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領

昭和 52 年 4 月 20 日付 52 構改 B 第 601 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2956 号

各 地 方 農 政 局 長	}	殿
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長		
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長		
各 都 道 府 県 知 事		
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長		
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁		
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長		

農 林 省 構 造 改 善 局 長

1 土地改良区機能強化支援事業を実施していない地方連合会等の特例

- (1) 土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）に基づき、整備補修事業及び防災減災等機能強化事業について、適正化資金の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けなければならない。
- (2) 地方連合会が（1）の認定を受けようとする場合には、次の事項を記載した認定申請書（別紙様式第 1）を関係都道府県を経由して提出しなければならない。
 - ア 管理指導事業に準じた診断・管理指導の実施に関する事項
 - イ 本事業の事務処理体制に関する事項
- (3) 地方農政局長等は、（2）の申請を審査した結果、当該申請に係る地方連合会が、関係都道府県又は他の地方連合会の応援等により、管理指導事業と同程度の土地改良施設の診断・管理指導及び本事業の事務遂行が可能であると認めた場合には、（1）の認定を行うものとする。
- (4) 地方農政局長等は、（3）により認定を行った場合には、関係都道府県を経由して当該申請に係る地方連合会に通知するほか、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）及び農村振興局長に通知するものとする。

2 認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導

認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導により、地方農政局長の認定を受けた地方連合会が 1 の（2）の申請書に記載された方法に従って行う土地改良施設の診断・管理指導は、適正化事業実施要綱第 2 の 7 に規定する管理指導事業とみなす。

3 事業内容の基準等

a 整備補修事業（一般型）

（１）適正化事業実施要綱第２の１の（１）の整備補修事業（一般型）について、適正化事業実施要綱第２の７に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成３０年３月３０日付け２９農振第２７７４号農林水産事務次官依命通知）等に従って策定する施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。以下「機能保全計画」という。）において必要と認められた整備補修であって、適正化事業実施要綱第４の２の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。

ウ １地区当たりの事業費が２００万円以上のものであること。

（２）整備補修事業（一般型）として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね５年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙１－１のとおりである。

（３）適正化事業実施要綱第４の１に規定する緊急整備補修（以下単に「緊急整備補修」という。）の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア 予測し得ない事故等の発生

イ 施設管理体制の著しい低下

b 整備補修事業（連携管理保全型）

（１）適正化事業実施要綱第２の１の（２）の整備補修事業（連携管理保全型）について、適正化事業実施要綱第２の７に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修であって、適正化事業実施要綱第４の２の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設について、土地改良区又は土地改良連合が地域の関係者との協議により策定する水土里ビジョンにおいて、地域農業の持続性の維持に向けて、関係者の役割分担の下、適正かつ円滑に保全すべき施設として位置付けられていること。

ウ １地区当たりの事業費が１００万円以上のものであること。

（２）整備補修事業（連携管理保全型）として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね５年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも、施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙１－１のとおりである。

c 防災減災機能等強化事業

適正化事業実施要綱第２の２の防災減災機能等強化事業について、適正化事業実施要綱第２の７に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は機能保全計画において必要と認められた施設整備であって、適

正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいずれかに該当すること。

① 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。

② 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。

③ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。

なお、これらの内容を例示すれば、別紙1－2のとおりである。

ウ 1地区当たりの事業費が100万円以上のものであること。

4 土地改良区等の拠出金

a 整備補修事業（一般型）

（1）整備補修事業（一般型）における適正化事業実施要綱第4の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = \frac{A \times (0.6 - Q)}{n}$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

n＝期間（原則として5年とする。）（単位：年）

（2）土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間内においては、同額とするものとする。

（3）適正化事業実施要綱第4の2の規定により緊急整備補修（一般型）を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、（1）にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業（一般型）の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R＝土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A＝整備補修事業（一般型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

S＝整備補修事業（一般型）に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業（一般型）の実施を了する土地改良区等に代わって拠出することとなる土地改良区等（以下「新規加入適正化資金拠出者」という。）の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T＝新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業（一般型）への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A＝整備補修事業（一般型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

U＝新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業（一般型）への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

（４）都道府県の補助金は、整備補修事業（一般型）の実施に要する経費の３割に相当する額を標準とする。

b 整備補修事業（連携管理保全型）

（１）整備補修事業（連携管理保全型）における適正化事業実施要綱第４の２の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = (A \times (0.6 - Q) + R) / n$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における整備補修事業（連携管理保全型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

R＝利息（財政融資資金貸付金利に基づき、全国土地改良事業団体連合会がAに応じて定める額とする。）

n＝期間（５年）

（２）土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間（n）内においては、同額とするものとする。

（３）都道府県の補助金は、整備補修事業（連携管理保全型）の実施に要する経費の３割に相当する額を標準とし、地域の実情に応じて都道府県が定めることとする。

c 防災減災機能等強化事業

（１）防災減災機能等強化事業における適正化事業実施要綱第４の２の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = (A \times (0.5 - Q) + R) / n$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における防災減災機能等強化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

R＝利息（財政融資資金貸付金利に基づき、全国土地改良事業団体連合会がAに応じて定める額とする。）

n＝期間（５年）

（２）土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間（n）内においては、同額とするものとする。

（３）都道府県の補助金は、防災減災機能等強化事業の実施に要する経費の２割に相当する額を標準とし、地域の実情に応じて都道府県が定めることとする。

5 適正化資金拠出者の取扱い

適正化事業実施要綱第４の１に規定する適正化資金拠出者は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業を区分して、拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入適正化資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

6 交付金の交付

- (1) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する一定期間は、4のaの(1)、4のbの(1)又は4のcの(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出する期間とする。
- (2) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する適正化資金拠出者の拠出金に見合う予定交付金額は4のaの(1)及び(3)のAとして算定された額に0.9を乗じて得た額とする。

7 事業実施計画の策定

- (1) 地方連合会は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2、第3及び第4により、翌年度以降における整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を取りまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

なお、整備補修事業（一般型）及び整備補修事業（連携管理保全型）の実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順（管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知）第4の1の(2)のオの(ウ)に別添として定める土地改良施設診断の評価基準Ⅰの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定める緊急度k1、k2、k3の順）に位置付けるものとする。

- (2) 整備補修事業（一般型）及び整備補修事業（連携管理保全型）の実施計画に位置付けることができる土地改良区は以下のとおりとする。

ア 整備補修事業（一般型）

地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）とする。

イ 整備補修事業（連携管理保全型）

水土里ビジョンについて、都道府県知事の認可を受けた土地改良区又は認可前であつて、関係者（土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は、土地改良法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長）との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる土地改良区とする。

- (3) 地方連合会は、(1)の協議をするには、あらかじめ関係都道府県と協議しなければならない。
- (4) 全国連合会は、実施計画を取りまとめ、3月末日までに農村振興局に報告しなければならない。
- (5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合（緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。）及び対象施設を追加する必要が生じた場合（防災減災機能等強化事業に限る。）には、当該変更及び追加について別紙様式第2の2、第3の2及び第4の2により速やかに関係都道府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

ア 対象施設の変更

イ 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

(6) 全国連合会は、(5)の結果を速やかに農村振興局に報告しなければならない。

8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、適正化事業実施要綱第9の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの整備補修事業（一般型）交付金交付目標額、整備補修事業（連携管理保全型）交付金交付目標額及び防災減災機能等強化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに（7の(5)の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに）地方連合会に通知するものとする。

9 交付申請手続等

- (1) 適正化事業実施要綱第6の1の規定に基づき事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第5によるものとする。
- (2) 管理指導事業を実施していない地方連合会による適正化事業実施要綱第6の3の規定による審査は、原則として、1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者として記載された者が行うものとする。
- (3) 地方連合会が適正化事業実施要綱第6の6に規定する事業の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員（管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項において同じ。）にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会会長に提出するものとする。

- ア 施設名
- イ 工事内容
- ウ 請負者住所氏名
- エ 工事場所
- オ 事業費（請負代金等）
- カ 契約期間
- キ 工事実施期間
- ク 検査年月日
- ケ 検査の結果

10 適正化資金拠出約款の作成

適正化事業実施要綱第7に規定する適正化資金拠出約款は、全国連合会が作成するものにあつては別紙2の例を、地方連合会が作成するものにあつては、別紙3の例を参考とするものとする。

11 拠出金台帳の作成等

適正化事業実施要綱第8の1に規定する整備補修事業に関する会計は、整備補修事業（一般型）については緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、拠出金台帳は、全国連合会にあっては別紙様式第6・第6の2の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7・第7の2の例を参考として作成するものとする。

また、整備補修事業（連携管理保全型）に係る拠出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第6の3の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7の3の例を参考として作成するものとし、防災減災機能等強化事業に係る拠出金台帳については、全国連合会にあっては別

紙様式第 6 の 4 の例を、地方連合会にあっては別紙様式第 7 の 4 の例を参考として作成するものとする。

12 運営委員会の業務執行体制

運営委員会は、おおむね次のとおりとする。

(1) 運営委員会の構成員

ア 農村振興局の職員	1 名
イ 全国連合会の役職員	1 名
ウ 地方連合会の役職員	4 名
エ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者	若干名

(2) 運営委員会の運営

運営委員会の運営に当たっては、おおむね別紙 4 の土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）によるものとする。

(3) 運営委員会の業務

① 適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の配分、適正化資金の管理運用に関する事項

運営委員会は、全国連合会が行う適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の配分、適正化資金の管理運用等を管理するものとする。

② 新規加入地区に関する事項

ア 新規加入地区の取扱い基準

運営委員会は、毎年度、優先的に取り扱う地区の基準を作成するものとする。

イ 新規加入地区の審査等

運営委員会は、8 の規定に基づき実施計画について審査し、その結果を全国連合会に答申するものとする。

③ 実施地区に関する事項

運営委員会は、適正化事業実施要綱第 11 の 1 の規定に基づき報告される整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を審査するものとする。

④ その他の事項

運営委員会は、①から③までの業務を円滑に遂行するため必要な調査の指示を全国連合会に行うことができるものとする。

13 実施結果の報告

(1) 適正化事業実施要綱第 11 の 1 及び第 11 の 2 に規定する報告は、別紙様式第 8 によるものとする。

(2) 適正化事業実施要綱第 11 の 3 に規定する報告は、別紙様式第 9 によるものとする。なお、当該報告に当たっては、適正化事業実施要綱第 11 の 1 の規定に基づく地方連合会からの報告書（別紙様式第 8）を添付するものとする。

(3) 適正化事業実施要綱第 11 の 4 に規定する報告は、別紙様式第 10 によるものとする。

14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 6 条第 1 項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合 には、

全国連合会は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第 11 に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

附 則

- (1) 本事業の実施に当たっては、平成 22 年 1 月 15 日付け 21 農振第 1733 号農村振興局長通知に留意されたい。
- (2) この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 1 の(3)に基づく認定を受けた地方連合会については、1 の(3)に基づく認定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知）により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度における防災減災機能等強化事業に関する土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の 7 の手続は、同項の規定（手続の期限に係るものに限る。）に関わらず、この要領の施行後、速やかに行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知）により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年度における整備補修事業（連携管理保全型）に関する土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の 7 の手続は、同項の規定（手続の期限に係るものに限る。）にかかわらず、この要領の施行後、速やかに行うものとする。

別紙 1 - 1

整備補修事業における整備補修（例）

1 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修（施設の省力化・合理化に伴う施設の撤去含む。）

（1）水門扉の整備補修

- ① 吊ワイヤー、ロープ取替（断線、ロープ芯部の油による弾力性の低下、さび発生等により切断の危険性のあるもの）
- ② ゲート水密ゴム取替（ゲート漏水防止用ゴムで長期間水中にあるため、ゴム疲労による弾力性の低下、損耗や流木等による損傷のため漏水の危険性のあるもの）
- ③ 捲上機の整備調整（減速機、ブレーキ等の点検調整を行い、損傷箇所の修理取替えを行う必要のあるもの）
- ④ ゲート補修（鉄板腐しょく部分等の取替、やきなおし等補強を要するもの）

（2）原動機、ポンプのオーバーホール

- ① ポンプのオーバーホール（軸受の減耗やランナーの減耗が許容限度に達し、ポンプの機能低下をきたしているもの）
- ② ディーゼル機関のオーバーホール（シリンダー等の減耗が許容限度に達したもの）

（3）電気設備の精密整備（しゃ断機、変圧器、配電盤、整流器、電動機、配電設備等の損傷箇所の修理取替）

（4）門扉等の塗装

（5）用排水路の小規模の補修しゅんせつ

※ 施設の撤去は整備補修事業（連携管理保全型）に限る。

2 設備改善

災害未然防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の附属設備の改善等

（1）観測用設備（雨量計、水位計、流量計、その他測定用設備の改善更新）

（2）通報用設備（無線機等）

（3）流木処理用設備（防塵装置、流木捲上機等により洪水時に流木を迅速に処理する必要のあるもの）

3 一部更新

（管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新）

（1）用排水機場におけるポンプ

（2）用排水機場における動力機器

別紙 1－2

防災減災機能等強化事業における施設整備（例）

1 農村地域の防災・減災

（１）防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備

- ① 堤体の補強、護岸の改修
- ② 洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新
- ③ 堆積土砂の除去、堆積防止対策
- ④ 監視・制御機器の整備

（２）排水施設

- ① 排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新
- ② 排水路、水門の改修又は更新
- ③ 堆積土砂の除去、堆積防止対策
- ④ 監視・制御機器の整備

（３）用水施設

- ① 取水施設の豪雨対策（堆積土砂の除去、堆積防止対策、取水施設の整備）
- ② 用水路、水門の豪雨対策（豪雨による土砂崩壊等による機能低下防止対策）
- ③ 監視・制御機器の整備（非常用電源・警報設備の整備、浸水・被雷対策）

2 施設管理の省エネ化・再エネ利用

（１）用排水機場のエネルギー効率を高めるためのポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新

（２）小水力、太陽光等の再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備

3 施設管理の省力化

施設の遠隔監視・制御のための I C T 機器や水管理システムの整備、操作・運転の自動化・電動化設備の整備

※ 防災重点農業用ため池：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）第 4 条の規定に基づき指定された農業用ため池

※ 治水協定ダム：既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定が締結されている農業用ダム

別紙 2

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

（1）土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という。）第5の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第3条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）に係る拠出金にあっては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあっては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第7条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会有る場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。
(利息等)

第10条 拠出金には、利息を附さないものとする。

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入に係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 3

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第 2 の 1 の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第 2 の 1 の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第 2 の 2 に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第2条 適正化事業実施要綱第 2 の 1 に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第3条 拠出金の拠出申込みをしようとする者（以下「適正化資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第4条 適正化資金拠出者は、原則として 5 ヶ年以上継続して毎年度 5 月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業（一般型）にあつては要領 4 の a の（1）及び（3）により算定して得た額とし、整備補修事業（連携管理保全型）にあつては要領 4 の b の（1）により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあつては要領 4 の c の（1）により算定して得た額とする。

3 第 1 項の拠出金で、第 2 条第 1 号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第 2 号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第 1 項の拠出金の額は、原則として、第 3 条による申込後 5 年間は変更できないものとする。当該 5 年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の使途）

第5条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る適正化資金の造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。（交付金の交付決定等）

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

（1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する適正化資金拠出者であつて、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。

（2）拠出金について第 9 条に規定する欠損を生じている適正化資金拠出者でないこと。

（3）整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水

利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2774 号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であつて、拠出金の対象となっているものであること。

（4）整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、機能強化支援事業実施要綱第 5 の 1 の（2）のイの本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第 6 の 1 の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第 6 の 6 の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

（交付金の額）

第 7 条 交付金の額は適正化事業実施要綱第 5 の 3 に規定する限度額の範囲内とする。

（交付金請求手続）

第 8 条 要領 9 の（3）に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

（加重負担義務）

第 9 条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損（当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該適正化資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。）を生じた適正化資金拠出者は、第 4 条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第 4 条の拠出金のほか、当該拠出金に 0.5 を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その使途は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

（利息）

第 10 条 拠出金及び特別拠出金には利息を附さないものとする。

（事務費）

第 11 条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第 1 項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

（拠出の継続義務）

第 12 条 適正化資金拠出者が行う第 3 条の申込みは、5 年間（新規加入適正化資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を拠出することとしていた最終年度までの期間）を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、適正化資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前 60 日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第 1 項の規定を準用する。

（遵守義務）

第 13 条 適正化資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 4

土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）

（目的）

第1条 土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が実施する土地改良施設維持管理適正化事業の適正な実施を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 運営委員会は、全国連合会に設置する。

（所掌事務）

第3条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する事項
- ② 新規加入地区に関する事項
- ③ 実施地区に関する事項
- ④ その他の事項

（構成）

第4条 運営委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- ① 農村振興局の職員 1名
 - ② 全国連合会の役職員 1名
 - ③ 地方連合会の役職員 4名
 - ④ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者 若干名
- 2 前項の委員の選任等については、あらかじめ農村振興局と協議の上、定める。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

（委員長の選任）

第5条 運営委員会は、委員の互選により委員長を選任し、委員長の指示等により執り行うものとする。

（事務局）

第6条 運営委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、全国連合会の職員をもってこれを構成する。

別紙 5

機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度に関する基準

機能保全計画において必要と認められた整備補修を実施計画に位置付ける場合は、下表により、機能保全計画における施設の健全度を土地改良施設診断の評価基準の緊急度に置き換えるものとする。

機能保全計画における施設の健全度			土地改良施設診断の評価基準の緊急度	
	土木施設	施設機械設備		
S-1	施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態	設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態	k 1	機能低下が著しく、早急に整備補修を要するもの
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態	機能に支障がある状態。著しい性能低下により、至急対策が必要な状態	k 2	機能低下が見られ、整備補修の検討を要するもの
S-3	変状が顕著に認められる状態	放置しておくとも機能に支障が出る状態で、対策が必要な状態	k 3	経年的な機能低下傾向にあり、計画的な整備補修を要するもの
S-4	軽微な変状が認められる状態	軽微な変状が認められるが、機能上の支障はない状態		
S-5	変状がほとんど認められない状態	異常が認められない状態	k 4	経過の観察を要するもの

(注) 健全度の S-2、S-3 及び S-4 を置き換える場合は、必要に応じて当該健全度評価に至った個別の評価項目の評価を勘案すること。

別紙様式第 1

認 定 申 請 書

〇〇農政局長殿

〇〇県土地改良事業団体連合会

本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 1 の（１）の規定による認定をしていただきたく、下記により申請いたします。

1 診断・管理指導対象予定施設明細

番号	施設名	所在地	管理 主体	会員の 有無	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	備考

2 診断・管理指導予定技術者

氏 名	所属機関名	年 令	最終学歴 (専攻分野)	資 格 等	特 記 事 項

(注) 当該技術者の承諾を得たことを証する書面を添付すること。

3 診断・管理指導実施計画

番号	施設名	実施予定 回 数	実施予定 時 期	診断・ 管理指 導者数	診断・管理指導予定時期				
					4～ 6 月	7～ 9 月	10～ 12 月	1～ 3 月	合 計
		回		人					
合 計		延			延 日	延 日	延 日	延 日	延 日

4 事務処理体制

(例) 本事業の実施に伴う事務については、本会〇〇課〇〇係が担当して処理するものとする。

〇〇年度 整備補修事業（一般型）実施計画書（〇〇年度加入）

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

(注) 1 加入年度毎に別葉とすること。
2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えられた場合はその緊急度。k 1 ～ k 3）を記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載すること。

〇〇年度 整備補修事業（一般型）実施変更計画書

	土地改良区等団体名	変更前後の区分	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等の理由	備考
			施設名	造成主体	造成年度	数量	定期要請機能保全計画の別	実施回数	実施年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円			
		変更後																
〇〇年度		変更前																
		変更後																

(注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1－1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

〇〇年度 整備補修事業（連携管理保全型）実施計画書（〇〇年度加入）

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

(注) 1 加入年度毎に別葉とすること。
2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えた場合はその緊急度。k 1～k 3）を記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1－1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。また、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の認可があった場合は、その日を「備考」欄に記載すること。ただし、認可前である場合は連携管理保全計画（水土里ビジョン）における土地改良施設維持管理適正化事業の実施に関する協議を関係者を行った日を記載すること。（例）水土里ビジョンに関する協議の日：令和〇年〇月〇日

〇〇年度 整備補修事業（連携管理保全型）実施変更計画書

	土地改良団体名	変更前後の区分	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等の理由	備考
			施設名	造成主体	造成年度	数量	定期要請機能保全計画の別	実施回数	実施年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円			
		変更後																
〇〇年度		変更前																
		変更後																

(注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
 2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
 3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1ー1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。また、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の認可があった場合は、その日を「備考」欄に記載すること。ただし、認可前である場合は連携管理保全計画（水土里ビジョン）における土地改良施設維持管理適正化事業の実施に関する協議を関係者に行った日を記載すること。（例）水土里ビジョンに関する協議の日：令和〇年〇月〇日

〇〇年度 防災減災機能等強化事業実施計画書（〇〇年度加入）

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回		千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計														
〇〇県計														

(注) 1 加入年度毎に別葉とすること。
 2 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙 1－2 の 1 である場合には「防災減災」、2 である場合には「省エネ化」、3 である場合には「省力化」と記載すること。

	土地改良区等団体名	変更前後の区分	事業加入施設				診断実績			施設整備の内容	左の実施予定年度別事業費					変更等の理由	備考
			施設名	造成主体	造成年度	数量	定期要請機能保全計画の別	実施回数	実施年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後															
〇〇年度		変更前															
		変更後															

(注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙 1－2 の 1 である場合には「防災減災」、2 である場合には「省エネ化」、3 である場合には「省力化」と記載すること。

別紙様式第 5

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付申請書

〇〇県土地改良事業団体連合会 殿

(住 所)

(団体名)

〇〇は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 1 の規定に基づき、事業を実施したいので、交付金〇〇千円の交付を申請します。

記

1 施設名

2 工事内容

3 工事費

(内訳)

4 工事実施予定時期

5 拠出金残高

6 工事費調達計画

交 付 金 額	自 己 資 金	株式会社日本政策金融公庫融資希望額	そ の 他	計
千円	千円	千円	千円	千円

審査結果

専門指導員（氏名）

,

(注) 1 緊急整備補修にあつては、「7 緊急整備補修を行う理由」を追加すること。

2 「株式会社日本政策金融公庫融資希望額」欄は、要綱第 2 の 1 の (2) 及び第 2 の 2 に規定する事業に係る交付金を申請する場合は、削除すること。

整備補修事業（一般型）拠出台帳（例）

〇 〇 土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

年 度	資 金							造 成			交 付			差引 残高	備 考
	会 員 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金 額	拠 出 金 額 合 計	〔同 左 の 納入月日〕	国庫補助 金相当額	前 年 度 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金 額	〔同 左 の 交付月日〕					

整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）拠出台帳（例）

〇 〇 土地改良事業団体連合会

(単位:千円)

年 度	資 金				成 造			交		付 〔同左の 交付月日〕	差引残高	考 備
	会 員 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金 額	拠 出 金 額 合 計	〔同左の 納入月日〕	国庫補助 金相当額	前 年 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金 額			

整備補修事業（連携管理保全型）拠出台帳（例）

〇〇土地改良事業団体連合会

(単位:千円)

年 度	資 金				成 造			交 付		差引残高	考 備
	会 員 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金 額	拠 出 金 額 合 計	〔同左の 納入月日〕	国庫補助 金相当額	前 年 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金 額 〔同左の 交付月日〕		

防災減災機能等強化事業拠出台帳（例）

〇〇土地改良事業団体連合会

(単位:千円)

年 度	資 金				成 造			交		付		差引残高	備 考
	会 員 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金 額	拠 出 金 額 合 計	〔同 左 の 納 入 月 日〕	国 庫 補 助 金 相 当 額	前 年 繰 越 金	総 計	交 請 求 額	付 額	交 付 金 額	〔同 左 の 交 付 月 日〕		

〇〇〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（一般型）掘出金台帳（例）

(No.)
(加入年)
(造成資金額)

(単位：千円)

(単位：千円)

(単位：千円)

(単位：千円)

別紙様式第7の2

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（一般型）（緊急整備補修） 抛出台帳（例）

(No.
(加入年)
(造成資金額)

抛 出 者 名	(代表者
抛 出 者 住 所	(TEL

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設 の 事業主体	整備補修の内容	事業費	抛 出 額	特 記 事 項
		回								
合 計										

(2) 抛出台金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	抛 出 金			都道府県 補助金	交付 月 日	交 付 金				抛出金 残額の 累計	特別抛出金		事業実施経緯			
	抛出金納入		抛出金累計 (各年度末)			交 付 金 明 細			特別抛出金額		同左の 累計額	事業 内 容	事 業 費			功 査 竣 検 年 月 日
	月 日	金額				抛出金 相当額	都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額					計	総額	公庫借 入金額	
5ヶ年 小計																

別紙様式第7の3

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（連携管理保全型）拠出金台帳（例）

(No.
(加入年)
(造成資金額)

拠出者名	(代表者
拠出者住所	(TEL

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	拠出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年度	拠出金		交付金				特別拠出金		事業実施経緯		
	拠出金納入 月日	拠出金累計 (各年度末)	都道府県 補助金	交付 月日	交付金明細			特別拠出 金額	同左の 累計額	事業 内容	事業費 総額
					都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額	計				
5ヶ年 小計											

別紙様式第7の4

〇〇県土地改良事業団体連合会防災減災機能等強化事業拠出台帳（例）

(No.)
(加入年)
(造成資金額)

拠 出 者 名	(代表者)
拠 出 者 住 所	(TEL)

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設 の 事業主体	整備補修の内容	事業費	拠出額	特記事項
		回								
合 計										

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	拠 出 金		交 付 金			特別拠出金		事業実施経緯		
	拠出金納入 月日	金額	都道府県 補助金 相当額	交付 月日	国庫補助 金相当額	特別拠 出金額	同左の 累計額	事業 内 容	事業費 総額	功 竣 検 査 年 月 日
5ヶ年 小計										

別紙様式第 8

〇〇年 土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

1. 整備補修事業（一般型）

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

資金拠出団体数				資金拠出の明細			
土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額

(注) 1 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを（ ）で内数として記載すること。

2 緊急整備補修にあっては、＜ ＜で外数として記載すること。

資金拠出対象施設数							左の建設事業主体別数			
ダム	頭首工	用排水機場	水	路	樋(水)門	ため池	計	国営	県営	団体営

(注) 緊急整備補修にあっては、＜ ＜で外数として記載すること。

(2) 事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容			事業費					竣 検 年月日	考 備
	施設名	整備補修の内 容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日	交 金 額	株式会社 日本政策 金融公庫 からの借 入額	自己 資金額	その他		
〇〇改良区計										
県 計										

(注) 緊急整備補修にあっては、＜ ＞で外数として記載すること。

(集計表)

事業実施団体数					事業実施施設数							
土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計

(注) 1 会員以外について、() で内数として記載すること。

2 緊急整備補修にあっては、＜ ＞で外数として記載すること。

(1) 資金拠出の実績

(注)「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを()で内数として記載すること。

II — 43

(2) 事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容			事業費				竣工 検査 年月日	備考
	施設名	整備補修の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交付 金額	自己 資金額	その他	計	
〇〇改良区計									
県 計									

(集計表)

事業内容	事業実施団体数			事業実施施設数				
	土地改良区	土地改良区連合	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門
計								

(注) 会員以外について、() で内数として記載すること。

3. 防災減災機能等強化事業

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

事業内容	資金拠出団体数					資金拠出の明細			
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区等拠出金額	都道府県補助金	国庫補助金相当額	計
計									

(注) 1 「事業内容」欄には、別紙1-2の1に係るものは「防災減災」、別紙1-2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1-2の3に係るものは「省力化」と記載すること。
 2 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを()で内数として記載すること。

事業内容	資金拠出対象施設数							左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営
計											

(注) 「事業内容」欄には、別紙1-2の1に係るものは「防災減災」、別紙1-2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1-2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

(2) 事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容			事業費				竣工 検査 年月日	備考
	施設名	施設整備の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日	交付金額	自己 資金額	その他		
〇〇改良区計									
県計									

(注) 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙1-2の1である場合には「防災減災」、2である場合には「省エネ化」、3である場合には「省力化」と記載すること。

(集計表)

事業内容	事業実施団体数					事業実施施設数				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門
計										

(注) 1 「事業内容欄」には、別紙1-2の1に係るものは「防災減災」、別紙1-2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1-2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

2 会員以外について、()で内数として記載すること。

別紙様式第9

〇〇年土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会
(単位：千円)

1. 整備補修事業（一般型）
(1) 資金造成の実績

地方連合会名	資 金 拠 出 団 体 数						資 金 造 成 の 明 細				
	土 地 改 良 区	農 協	市 町 村	そ の 他	計	左 の う ち		土 地 改 良 区 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金	国 庫 補 助 金 相 当 額	計
						会 員	会 員 外				
全 国 計											

(注) 緊急整備補修にあっては、＜ ＞で外数として記載すること。

地方連合会名	事業対象施設数										左の建設事業主体別数			
	ダ ム	頭 首 工	用排水機場	水 路	樋 (水) 門	た め 池	そ の 他	計	国	県	団 体 営	計		
全 国 計														

(注) 緊急整備補修にあっては、＜ ＞で外数として記載すること。

(2) 事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数						事業費明細				拠出金収支							
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計残	本年度までの累計額	差引累計額
						会員	会員外											
全国計																		

(注) 緊急整備補修にあっては、＜ ＞で外数として記載すること。

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全 国 計								

(注) 緊急整備補修にあっては、＜ ＞で外数として記載すること。

2. 整備補修事業（連携管理保全型）

(1) 資金造成の実績 (単位：千円)

地方連合会名	資金拠出団体数				資金造成の明細			
	土地改良区	土地改良区連合	計		土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計
			会 員	左のうち 会 員 外				
全 国 計								

地方連合会名	事業対象施設数										左の建設事業主体別数		
	ダム	頭首工	用排水機場	水	路	樋(水)門	ため池	その他	計	国	県	営	計
全 国 計													

(単位：千円)

[illegible]

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全 国 計								

3. 防災減災機能等強化事業
 (1) 資金造成の実績
 ア. 要領別紙1-2の1 (防災減災) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	資金拠出団体数						資金造成の明細			
	土改良区	農地	協農	市町村	その他	計	左のうち 会 会 員 外	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額
全 国 計										

地方連合会名	事業対象施設数										左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国	営	県	営	団体	計
全 国 計														

イ. 要領別紙1-2の2 (省エネ化等) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	資金拠出団体数						資金造成の明細			
	土改良区	農地	協農	市町村	その他	計	左のうち 会 会 員 外	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額
全 国 計										

地方連合会名	事業対象施設数										左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国	営	県	営	団体	計
全 国 計														

ウ. 別紙 1－2 の 3 (省力化) に係る事業

(単位：千円)

地方連合会名	資 金 拠 出 団 体 数					資 金 造 成 の 明 細			
	土 改 良 区	農 地 協	市 町 村	其 他	計	左 の う ち 会 員	土 地 改 良 区 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金	国 庫 補 助 金 相 当 額
全 国 計									

地方連合会名	事業対象施設数									左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計	
全 国 計													

エ. 合計 (ア＋イ＋ウ)

(単位：千円)

地方連合会名	資 金 拠 出 団 体 数					資 金 造 成 の 明 細			
	土 改 良 区	農 地 協	市 町 村	其 他	計	左 の う ち 会 員	土 地 改 良 区 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金	国 庫 補 助 金 相 当 額
全 国 計									

地方連合会名	事業対象施設数								左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計
全 国 計												

(2) 事業の実績
ア. 要領別紙 1-2 の 1 (防災減災) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	事業実施団体数						事業費明細			拠出金			収支		
	土地改良区	農協	市町村	その他	計		交付金額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額	前年度までの残	引計差果残額
					会員	左のうち 会員外									
全国計															

事業対象施設数						
ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	計
全国計						

イ. 要領別紙 1-2 の 2 (省エネ化等) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	事業実施団体数						事業費明細			拠出金			収支		
	土地改良区	農協	市町村	その他	計		交付金額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額	前年度までの残	引計差果残額
					会員	左のうち 会員外									
全国計															

事業対象施設数						
ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	計
全国計						

ウ. 要領別紙 1-2 の 3 (省力化) に係る事業

(単位: 千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細			拠出金			収支		
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額
						会員	会員外							
全国計														

事業対象施設数									
ダム	頭首工	排水機場	水路	樋	(水)	門	ため池	その他	計
全国計									

エ. 合計 (ア+イ+ウ)

(単位: 千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細			拠出金			収支		
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額
						会員	会員外							
全国計														

事業対象施設数									
ダム	頭首工	排水機場	水路	樋	(水)	門	ため池	その他	計
全国計									

別紙様式第 10

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会の実施結果報告

全国土地改良事業団体連合会

	委 員 会 開 催 状 況			備 考
1 委員会名簿	所 属・役 職	氏 名	任 期	
2 委員会検討 事項	開催年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 (1) (2) (3)			
	開催年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 (1) (2) (3)			
3 その他				

別紙様式第 11

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届

農村振興局長 殿

全国土地改良事業団体連合会会長

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知)14 の規定に基づき、別添実施計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、全国連合会が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由

施設改善対策事業実施要領

昭和 62 年 5 月 20 日付 62 構改 B 第 500 号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2957 号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 長
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農林水産省構造改善局長

1 土地改良施設改善計画の都道府県知事の承認等

(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 12 の 1 の土地改良施設改善計画の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。

- ① 本事業の受益地において、高収益作物が作付けされていること。
- ② 本事業の受益地における高収益作物の作付面積の目標値が設定されており、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合していること。
- ③ 本事業の受益地における高収益作物への転換を進めるための取組を支援する体制や高収益作物の導入推進を指導する体制が確立していること。
- ④ 農業水利施設の老朽化等により、高収益作物の導入推進に支障が生じており、本事業の実施により、施設の管理の適正化及び合理化が図られ、高収益作物の導入推進に資することが明らかであること。

(2) 整備改善計画は、別紙様式 1 によるものとする。

2 施設改善対策事業の対象工事

(1) 施設改善対策事業として行う土地改良施設の工事とは、高収益作物の導入推進に資するための次に掲げる整備補修とする。

対象施設等	対象工事
揚水機場	ポンプ設備のオーバーホール、インバータ化等の整備補修
水路	水路の浚渫、漏水防止、部分的なパイプライン化等の整備補修
	分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化等の整備補修
水管理制御設備	水管理制御設備の高度化等の整備補修
その他特に必要と認められる用排水施設の整備補修	

(2) (1) の対象工事のうち、管理省力化のためのポンプ設備のインバータ化、水路の部分的なパイプライン化、分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化並びに水管理制御設備の高度化については、1 の (1) の②で定める本事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5 パーセントポイント以上増加する場合に限るものとする。

3 土地改良区等の拠出金

施設改善対策事業についての土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）4 の a の（1）の算式の適用については、「 n ＝期間（原則として 5 年とする。）」とあるのは、「 n ＝期間（3 年とする。）」とする。

4 適正化資金拠出約款の作成

施設改善対策事業を実施する場合には要綱第 7 の適正化資金拠出約款は、別紙 1 及び 2 の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

施設改善対策事業に関する会計は、要綱第 2 の 1、第 2 の 2 に規定する事業及び安全管理施設整備対策事業と区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 実施結果の報告

施設改善対策事業の実施結果の報告は、要領によるもののほか、別紙様式 2 により行うものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

土地改良施設改善計画

					都道府県名		
1 土地改良区等の概要	①事業主体名					②関係市町村名	
	③地区面積	田	畑	その他	計	④組合員数	人
		ha	ha	ha	ha		
	⑤事業概要 (現に進行中)	維持管理					
		施設名			数量・延長		備考
2 高収益作物の導入推進方針の概要	① 本事業の受益地における高収益作物の現況作付面積と計画作付面積						
	高収益作物名	高収益作物とした根拠	現況作付面積(ha)	計画作付面積【〇〇年度目標値】(ha)	増加面積(ha)	計画作付面積の根拠【各種振興計画との整合性】	
			計	計	計		
	現況			計画			高収益作物の作付面積の増加率(%) G=F-C
	作付面積(ha) A	高収益作物作付面積(ha) B	高収益作物作付面積割合(%) C=B/A*100	作付面積(ha) D	高収益作物作付面積(ha) E	高収益作物作付面積割合(%) F=E/D*100	
	②高収益作物への転換を進めるための取組を支援する体制、高収益作物の導入推進を指導する体制						
	③当該事業の実施が高収益作物の導入推進に及ぼす効果						

3 施設の改善の内容	① 対象施設及び事業の内容	工事地区名		施設種類		工事内容		工事費
						構造等	数量	
	②図面等	1 一般計画平面図 (1/5 万) 2 基本事業概念図		③着工及び完了予定		着工 完了予定	年度 年度	

注：記載内容は別紙「土地改良施設改善計画記載要領」に即して記載すること。

土地改良施設改善計画記載要領

項 目	記 載 要 領
1 土地改良区等の概要	○ 土地改良区等の地区全体の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。 なお、事業主体が土地改良区以外の場合においては⑤の事業概要は記載を要しない。
③ 地区面積	○ 事業実施者の全域の地区面積を田、畑、その他（田、畑以外）に区分して ha 単位（ha 未満四捨五入）で記載するものとする。なお、事業実施者が市町村又は農業協同組合である場合は記載しなくてもよい。
⑤ 事業概要	○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長（単位：km））を記載するものとする。 なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「〇年に譲与される予定」等を記載するものとする。
2 高収益作物の導入推進方針の概要	○ 高収益作物の導入推進方針の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。
① 本事業の受益地における高収益作物の現況作付面積と計画作付面積	○ 高収益作物名については、本事業の受益地における高収益作物の作物名を記載する（地区内の高収益作物であっても、本事業の受益地外であるものは除く。）。 ○ 高収益作物とした根拠については、「野菜生産出荷安定法における〇〇市の指定野菜」や「〇〇地域のブランド認証野菜」等、高収益作物（定義は上記記載。）とした根拠となる法律やブランド指定等の概要を記載する。 ※ 高収益作物とは、主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳ第 1 の 1（2）の畑作物の直接支払交付金及びⅣ第 2 の 6（1）の戦略作物助成の対象作物以外の作物とし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 ・野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜 ・果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）に基づく果樹農業振興計画に位置付けられた果樹 ・都道府県又は市町村の農業振興計画等において位置付けられた振興すべき農産物 ・地域のブランド認証制度で位置付けられた農産物 ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6 次化産業化法。平成 22 年法律第 67 号）に基づく総合化事業計画に位置付けられた 6 次産業化に向けた取組において主要となる農産物 ○ 現況作付面積（ha）については、計画策定年度の前年度末現在での作付面積を記載する。なお、本事業の受益地において高収益作物が作付けされている必要があることから、現況作付面積の合計が 0 ha よりも大きくなる必

② 営農転換を進めるための取組を支援する体制、高収益作物の導入推進を指導する体制 ③ 本事業の実施が高収益作物の導入推進に及ぼす効果	要があることに留意すること。 ○ 計画作付面積【〇〇年度目標値】（ha）については、都道府県、市町村等の各種振興計画より、高収益作物毎の目標年度における地区の計画作付面積を記載する。なお、目標年度は、計画策定年度以後の年度とする。 ○ 増加面積（ha）は現況作付面積から計画作付面積の増加面積を記載する。 ○ 計画作付面積の根拠【各種振興計画との整合性】については、「〇〇市の〇〇振興計画における〇〇（作物名）の〇〇年（現況値）から〇〇年（計画値）の伸び率より算定」等、計画作付面積の算出方法を記載する。 ○ 高収益作物の作付面積の目標値が設定され、その目標値が都道府県、市町村、農業協同組合等の高収益作物の推進計画と整合している必要があることに留意すること。 ○ 現況及び計画の作付面積については、本事業の受益地における現況及び計画の作付面積を記載する。 ○ 現況及び計画の高収益作物作付面積については、現況及び計画の高収益作物の作付面積の計を転記すること。 ○ 都道府県の普及センター、試験場、市町村の農業振興部局、農業協同組合等による高収益作物導入推進の指導体制の組織図、体制図、指導方針等を記載する。 ○ 水田の汎用化や高収益作物の導入に支障となっている施設の課題や、本事業実施によりそれらの課題が解決され、高収益作物の導入推進に資することとなる理由を記載する。
3 施設の改善の内容 ① 対象施設及び事業の内容 ② 図面等 ③ 着工及び完了予定	○ 各期別の加入全地区について記載するものとする。 ○ 施設種類は、対象となる施設を別紙様式2の「施設の改善の内容」に定められた区分別に記載し、その他の施設については、その他として（ ）内に具体的に種類名を記載するものとする。 ○ 構造等については、種類ごとに箇所数、延長を記載するものとする。（例：V400トラフ敷設替等） ○ 数量については、構造等の種類ごとに工事を行う箇所数、延長を記載するものとする。 ○ 工事費については、地区別の工事費を千円単位（千円未満四捨五入）で記載し、下段に合計額を記載するものとする。 ○ 一般計画平面図は5万分の1又は2万5千分の1の図面を使用するものとする。 なお、基本事業概要として、実施地区の位置、施設の規模・構造等（標準断面等）を記載するものとする。 ○ 着工及び完了の予定年度を記載するものとする。

〇〇年度施設改善計画樹立結果報告書

〇〇土地改良事業団体連合会

施設改善計画樹立団体	高収益作物導入推進計画		施設改善の内容										合		計
	現況作付面積 〔00年度目標〕	(ha)	揚水		水路		施設管理		その他		その		費	件数	事業費
			件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費			

(注) 施設の改善の内容欄は、承認された施設改善計画に登録されたものを記載すること。

別紙 1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

- （1）土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会
- （2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第3条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、適正化事業実施要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

- 2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）に係る拠出金にあっては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあっては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第7条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会有る場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

(利息等)

第10条 拠出金には、利息を附さないものとする。

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入に係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第 2 の 1 の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第 2 の 1 の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第 2 の 2 に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け 62 構改 B 第 500 号農林水産省構造改善局長通知。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第 2 条 適正化事業実施要綱第 2 の 1 に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員（整備補修事業（一般型）のうち適正化事業実施要綱第 12 の 1 に規定する事業（以下「施設改善対策事業」という。）にあっては、適正化事業実施要綱第 12 の 1 の都道府県知事の承認を受けている会員）

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第 3 条 拠出金の拠出申込みをしようとする者（以下「適正化資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第 4 条 適正化資金拠出者は、原則として 5 ヶ年（施設改善対策事業にあっては、3 ヶ年）以上継続して毎年度 5 月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業（一般型）にあっては適正化事業実施要領 4 の a の（1）及び（3）により算定して得た額とし、整備補修事業（連携管理保全型）にあっては適正化事業実施要領 4 の b の（1）により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあっては適正化事業実施要領 4 の c の（1）により算定して得た額とする。

3 第 1 項の拠出金で、第 2 条第 1 号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第 2 号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第 1 項の拠出金の額は、原則として、第 3 条による申込後 5 年間（施設改善対策事業にあっては、3 年間）は変更できないものとする。当該 5 年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にある場合は、実際に適正化資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

5 施設改善対策事業にあっては、4 の後段は適用しないものとする。

（拠出金の使途）

第 5 条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る適正化資金の造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

- (1) 拠出金を一定期間毎年継続して拠出する適正化資金拠出者であって、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。
- (2) 拠出金について第9条に規定する欠損を生じている適正化資金拠出者でないこと。
- (3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という。)第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。
- (4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、機能強化支援事業実施要綱第5の1の(2)のイの本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第6の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の6の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は適正化事業実施要綱第5の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 適正化事業実施要綱9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損(当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該適正化資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた適正化資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 拠出金及び特別拠出金には利息を附さないものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

(拠出の継続義務)

第12条 適正化資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入適正化資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を拠出することとしていた最終年度までの期間)を単位とするものとし、この間は、特別

の事情のない限り、適正化資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前 60 日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第 1 項の規定を準用する。

4 施設改善対策事業にあっては、第 2 項及び前項を適用しないものとする。

(遵守義務)

第 13 条 適正化資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

安全管理施設整備対策事業実施要領

平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2155 号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2958 号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長 } 殿

農林水産省農村振興局長

1 安全管理施設整備計画の都道府県知事の承認等

(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 13 の 1 の安全管理施設整備計画（以下「安全整備計画」という。）の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。

- ① 農業水利施設において転落事故が発生する又は事故が発生するおそれがあるなど、転落事故の防止対策を図る必要性が生じていること
- ② 安全整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を図ることにより、農業水利施設への転落事故の防止が図られることが明らかであると認められること。
- ③ 安全整備計画について、関係市町村、学校等との調整が図られていること。
- ④ 要綱第 4 の 1 に規定する緊急整備補修（以下単に「緊急整備補修」という。）の基準は、安全管理施設整備対策事業にあっては、上記に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。
 - ア 転落事故が発生するおそれが特に高いこと
 - イ 関係市町村、学校等との調整の中で、喫緊に転落事故の防止対策が必要であること

(2) 安全整備計画は、別紙様式 1 によるものとする。

2 安全管理施設整備対策事業の対象工事等

(1) 基準等

- ① 安全管理施設整備対策事業の整備補修の基準は、1 地区当たりの事業費が 100 万円以上のものであることとする。

ただし、緊急整備補修にあっては、上記の基準は満たさなくてもよいものとする。
- ② 安全管理施設整備対策事業については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）7 の（2）は適用しない。

(2) 対象工事

安全管理施設整備対策事業として行う土地改良施設の工事とは、次に掲げる施設の整備補修とする。

- ① 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修
- ② 車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修

- ③ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修
- ④ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修

3 土地改良区等の拠出金

安全管理施設整備対策事業についての要領4のaの(1)の算式の適用については、「 n ＝期間（原則として5年とする。）」とあるのは、「 n ＝期間（3年とする。）」とする。

4 適正化資金拠出約款の作成

安全管理施設整備対策事業を実施する場合には要綱第7の適正化資金拠出約款は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

安全管理施設整備対策事業に関する会計は、要綱第2の1、第2の2に規定する事業及び施設改善対策事業と区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 実施結果の報告

安全管理施設整備対策事業の実施結果の報告は、要領によるもののほか、別紙様式2により行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式 1

安全管理施設整備計画

1 土地改良区等の概要	① 事業主体名				都道府県名			
	③ 地区面積				田	畑	その他	
					計	④ 組合員数 人		
					ha	ha	ha	
	⑤ 事業概要				維持管理			
施設名					数量・延長	備考		
2 事故発生状況	過去5年間の事故発生件数				件（うち死亡者数 人）			
	過去5年間の事故の概要※3件目以降は別紙	1 件目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分			
			② 事故発生箇所等	場所（住所）		県 市町村		
				場所の概要				
			③ 事故の概要・原因					
			④ 被害の状況					
			⑤ その他					
		2 件目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分			
			② 事故発生箇所等	場所（住所）		県 市町村		
				場所の概要				
			③ 事故の概要・原因					
			④ 被害の状況					
			⑤ その他					
	3 整備の必要性	① 整備対象施設周辺の概要						
② 現状の課題と整備の必要性								

4 学 校 ・ 市 町 村 等 と の 調 整 状 況							
5 事 業 の 内 容	① 対象施設及び事業の内容	施 設 名	施 設 種 類	工 事 内 容			左 記 以 外 に 今 後 安 全 管 理 施 設 が 必 要 な 数 量 (水 路 延 長)
				構 造 等	実 施 数 量 (水 路 延 長)	工 事 費	
	② 図 面 等	1 一 般 計 画 平 面 図 (1 / 5 万) 2 基 本 事 業 概 念 図 3 施 設 周 辺 の 写 真		③ 着 工 及 び 完 了 予 定	着 工 完 了 予 定	年 度 年 度	
6 事 業 が 今 後 の 転 落 防 止 に 寄 与 す る 理 由							

別紙（２事故発生状況で過去５年間の事故状況が３件以上の場合、記載）

事故発生状況	過去５年間の事故の概要※３件目以降	3 件目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
			③ 事故の概要・原因		
			④ 被害の状況		
			⑤ その他		
		4 件目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
			③ 事故の概要・原因		
			④ 被害の状況		
			⑤ その他		
		5 件目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
			③ 事故の概要・原因		
			④ 被害の状況		
			⑤ その他		
		6 件目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
③ 事故の概要・原因					
④ 被害の状況					
⑤ その他					

※ 7 件以上ある場合、適時表を拡張し記載。

安全管理施設整備計画記載要領

項 目	記 載 要 領
1 土地改良区等の概要 ③ 地区面積 ⑤ 事業概要	○ 土地改良区等の地区全体の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。 なお、事業主体が土地改良区以外の場合においては⑤の事業概要は記載を要しない。 ○ 現況面積を田、畑、その他（田、畑以外）に区分して ha 単位（ha 未満四捨五入）で記載するものとする。 ○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長（単位：km））を記載するものとする。 なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「○年に譲与される予定」等を記載するものとする。
2 事故発生状況 過去 5 年間の事故発生件数 過去 5 年間の事故の概要 ② 事故発生箇所等 ③ 事故の概要・原因 ④ 被害の状況 ⑤ その他	○ 事業実施者の管理する全ての施設での事故の発生状況について、計画策定時点で記載するものとする。 ○ 計画策定年度を含めて過去 5 年間で発生した事故の件数、死亡者数を記載するものとする。 ○ 過去 5 年間に発生した事故の概要を事故発生日時が新しいものから順に記載するものとする。 ○ 場所の概要欄には、地図等で周辺の状況がわかるように記載するものとする。 ○ 事故発生前の状況、発生までの経過、事故時の模様、事故の規模、事故の範囲、直接的、間接的発生原因、被害客体要因等を記載するものとする。 ○ 人的（死者、重傷者、軽傷者別で年齢性別を含む）、物的、第三者被害の概要を記載するものとする。 ○ 事故への対応状況、関係官庁との連携状況等やその他追記すべき事項があれば記載するものとする。 ※ なお過去 5 年間で事故が 3 件以上ある場合は別紙に記載するものとする。
3 整備の必要性 ①整備対象施設周辺の概要 ②現状の課題と整備の必要性	○ 整備対象施設周辺の住宅地、学校等の状況や位置関係等を記載するものとする ○ 1～2における現状の課題と整備の必要性について記載するものとする。
4 学校・市町村等との調整状況	○ 学校・市町村・警察等との調整状況（打合せ日時、概要等）について、今後の予定も含めて記載するものとする。

5 事業の内容	○ 各期別の加入全施設について記載するものとする。 ○ 施設の種類は、整備改善の対象となる施設を、水路とため池に区別して記載し、その他の施設については、その他として（ ）内に具体的に種類名を記載するものとする。 ○ 構造等については、種類ごとに箇所数、延長を記載するものとする。 ○ 実施数量については、種類ごとに箇所数、施設を設置する延長を記載するものとする。また、対象施設が水路の場合（ ）内に水路の延長を記載する。（※両岸にネットフェンスを設置する場合の例：5 km（2.5 km）） ○ 工事費については、施設別の工事費を千円単位（千円未満四捨五入）で記載し、下段に合計額を記載するものとする。 ○ 一般計画平面図は5万分の1又は2万5千分の1の図面を使用するものとする。 なお、基本事業概要として、実施施設の位置、施設の規模・構造等（標準断面等）を記載するものとする。 ○ 「左記以外に今後安全管理施設が必要な数量」は今後安全管理施設が必要な延長、箇所数を記載する。また、水路である場合は（ ）内に水路の延長を記載するものとする。
6 事業が今後の転落事故防止に寄与する理由	○ 5の事業を実施することで、どのように今後の転落事故の防止に繋がるのかを記載するものとする。

○○○○年度安全設施整備計畫畫面樹立結果報告書

会合連体事業団土地〇〇

[illegible]

(注) 施設整備の内容欄は、承認された安全管理施設整備計画に登録されたものを記載すること

別紙 1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

- （1）土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会
- （2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第3条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、適正化事業実施要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）に係る拠出金にあっては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあっては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第7条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

（交付金調整の特別措置）

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じ

た地方連合会がある場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

- 2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。
(利息等)

第10条 拠出金には、利息を附さないものとする。

- 2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

- 3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入に係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

- 2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

- 2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第 2 の 1 の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第 2 の 1 の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第 2 の 2 に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2155 号農林水産省農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第 2 条 適正化事業実施要綱第 2 の 1 に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員（整備補修事業（一般型）のうち適正化事業実施要綱第 13 の 1 に規定する事業（以下「安全管理施設整備対策事業」という。）にあっては、適正化事業実施要綱第 13 の 1 の都道府県知事の承認を受けている会員）

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第 3 条 拠出金の拠出申込みをしようとする者（以下「適正化資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第 4 条 適正化資金拠出者は、原則として 5 ヶ年（安全管理施設整備対策事業にあっては、3 ヶ年）以上継続して毎年度 5 月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業（一般型）にあっては適正化事業実施要領 4 の a の（1）及び（3）により算定して得た額とし、整備補修事業（連携管理保全型）にあっては適正化事業実施要領 4 の b の（1）により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあっては適正化事業実施要領 4 の c の（1）により算定して得た額とする。

3 第 1 項の拠出金で、第 2 条第 1 号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第 2 号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第 1 項の拠出金の額は、原則として、第 3 条による申込後 5 年間（安全管理施設整備対策事業にあっては、3 年間）は変更できないものとする。当該 5 年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあっては、実際に適正化資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の使途）

第 5 条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る適正化資金の造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

（交付金の交付決定等）

第 6 条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。ただし、安全管理施設整備対策事業の対象となる施設については、（3）は適用しない。

（1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する適正化資金拠出者であって、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。

（2）拠出金について第 9 条に規定する欠損を生じている適正化資金拠出者でないこと。

(3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という)第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。(4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、機能強化支援事業実施要綱第5の1の(2)のイの本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第6の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の6の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は適正化事業実施要綱第5の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 適正化事業実施要綱9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損(当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該適正化資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた適正化資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 拠出金及び特別拠出金には利息を附さないものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

(拠出の継続義務)

第12条 適正化資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入適正化資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を拠出することとしていた最終年度までの期間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、適正化資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前60日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第1項の規定を準用する。

(遵守義務)

第13条 適正化資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

昭和 62 年 10 月 1 日

全国土地改良事業団体連合会
中央管理指導センター所長 殿

農林水産省構造改善局管理課指導班長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施について（考え方）

本事業のより一層の推進を図るため、事業実施にあたっての基本方針を別紙「土地改良施設維持管理適正化事業の実施について（考え方）」のとおり定めたのでご了解願います。

なお、貴会員に対し、十分にその趣旨の徹底を図り、今後の本事業の円滑な実施に努められるようよろしくご指導の程お願いします。

(別紙写し)

昭和 62 年 10 月 1 日

殿

構造改善局管理課指導班長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施について（考え方）

本事業については、52 年度から土地改良施設の適切な維持管理を図るため実施してきたところであるが、適正化事業のより一層の推進を図るため、62 年度以降における実施にあたっては、適正化以外の施設整備の補助制度との整合性及び施設管理団体の育成の観点に配慮し、極力下記の基本方針に沿って実施することとしたので、貴局管内関係県に対し、十分にその趣旨を徹底されたい。

記

- 1 適正化事業に加入する土地改良区等の管理団体は、毎年度通常行うべき管理を適切に行っており、かつ、適正化事業を実施することにより一層の管理意識の昂揚が図られ、土地改良施設の機能維持等に資する見込みのあるものであること。
- 2 適正化事業として行う土地改良施設の整備補修は、機能低下防止、機能回復等のため行うものであって毎年経常的に行うべき整備補修は対象にしないものとする。
- 3 適正化事業の事業費は、整備補修に係る施設の整備補修費が実施単年度で 200 万円以上であることを原則とする。

ただし、定期的な整備補修を必要とする数箇の施設の整備補修費の合計額が 200 万円以上（1 施設当たりの整備補修費が少額のものは除く。）となる場合は適正化事業として実施できるものとする。

昭和 62 年 10 月 1 日

道府県土地改良管理指導センター所（室）長 殿

中央土地改良管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施について

当センターの運営については、日頃御高配を賜り感謝申し上げます。

さて、土地改良施設維持管理適正化事業の実施については、その取扱等についてかねてから農林水産省構造改善局管理課と協議、打合わせを行ってきたところですが、このたび、別紙写しのとおり地方農政局管理課長、沖縄総合事務局農政課長及び北海道管理指導課長あて示達されましたので、お知らせします。

また、この示達に基づく具体的な取扱いについては、別添「土地改良施設維持管理適正化事業実施の例示」により実施することとしましたので、貴会会員土地改良区等に対する指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、この例示については、構造改善局管理課と協議済でありますので、念のため申し添えます。

事 務 連 絡
平成 26 年 8 月 26 日

道府県土地改良管理指導センター所（室）長 殿

中央土地改良管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施例示について

当センターの運営については、日頃御高配を賜り感謝申し上げます。

さて、適正化事業実施の例示については、「土地改良施設維持管理適正化事業の実施について（昭和 62 年 10 月 1 日付け 中央土地改良管理指導センター所長）」の別添として示されているところですが、このたび「適正化事業実施の例示」を一部改訂しましたので、お知らせします。

また、貴会員土地改良区等に対する指導方よろしくお願い申し上げます。

なお、この例示については、農村振興局土地改良企画課と協議済でありますので、念のため申し添えます。

(別 添)

適正化事業実施の例示

I 整備補修

1 揚水機場の整備

揚水機場に設置されている揚水機、原動機及び除塵装置等の附帯施設を一体として

1 施設として扱う。

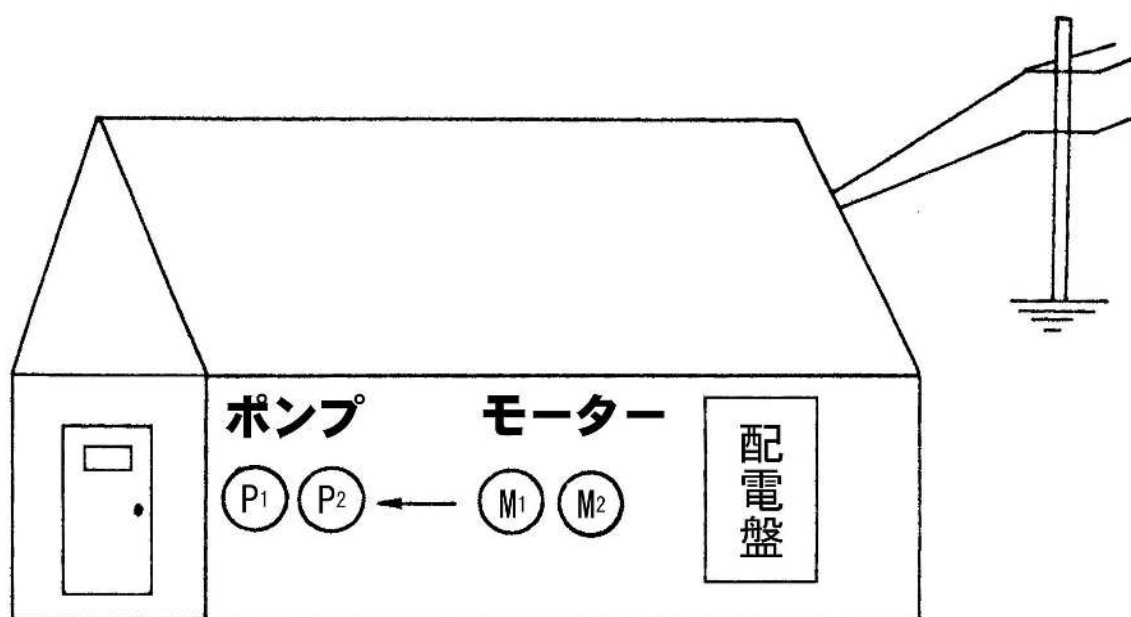
(態 様)

- ① 揚水機の分解、補修
- ② 原動機の分解、補修
- ③ 電気系統の補修（制御装置を含む。）
- ④ その他

除塵装置の塗装、補修及び観測、通信通報用施設、地盤沈下等による
基礎、建屋、フェンス等の補修

(説 明)

①から④までの整備補修費の合計額が200万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。



2 ダム、頭首工及び水門の整備

ダム、頭首工、樋水門及びこれらの施設の機能を保持するために設置された除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱う。

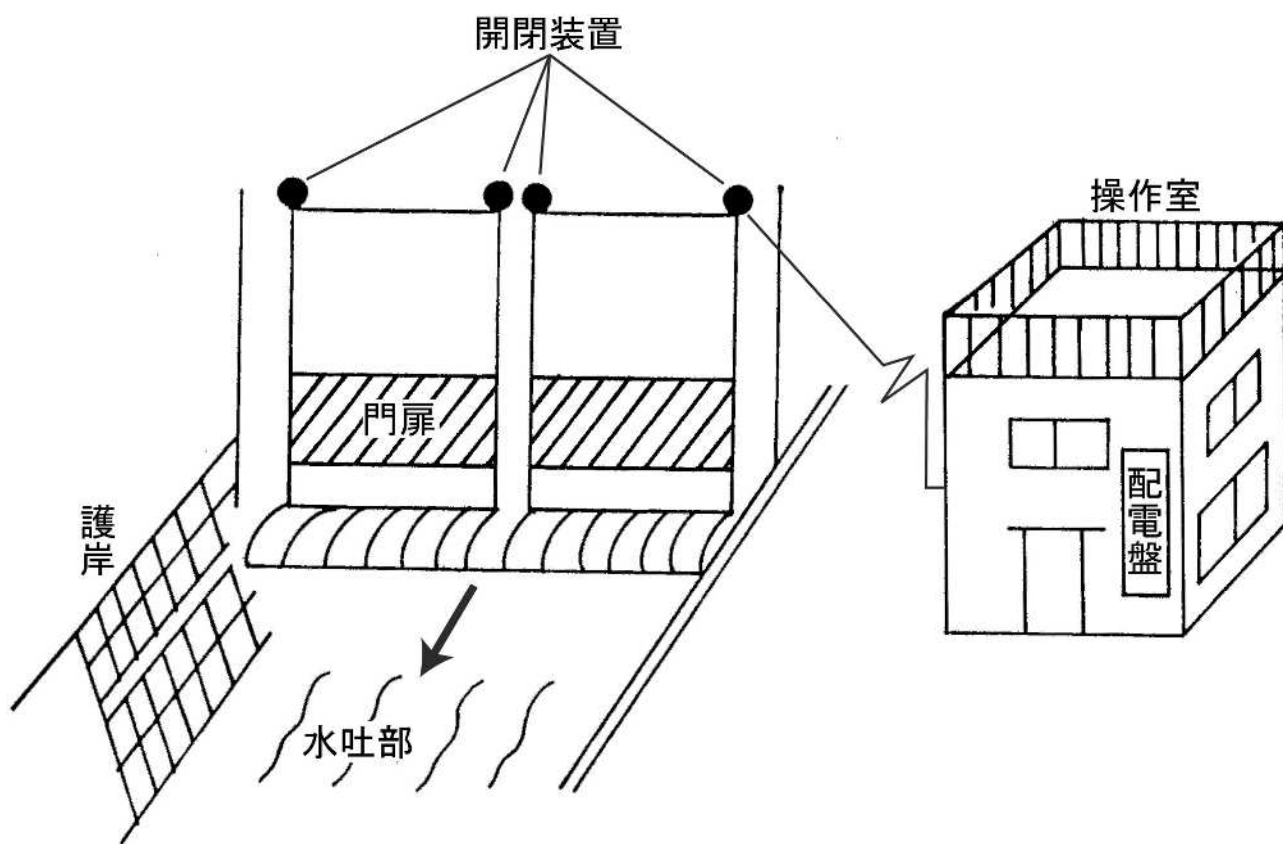
(態 様)

- ① 門扉、開閉装置の塗装、補修
- ② 門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換
- ③ 電気系統の補修
- ④ 観測、通信通報用施設の補修
- ⑤ その他

除塵装置、インクライン、キャットウォーク等の塗装、補修及び防塵ネット、エプロン、水叩部、護岸、操作室の建屋、フェンス等の補修

(説 明)

①から⑤までの整備補修費の合計額が200万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。



3 ため池の整備

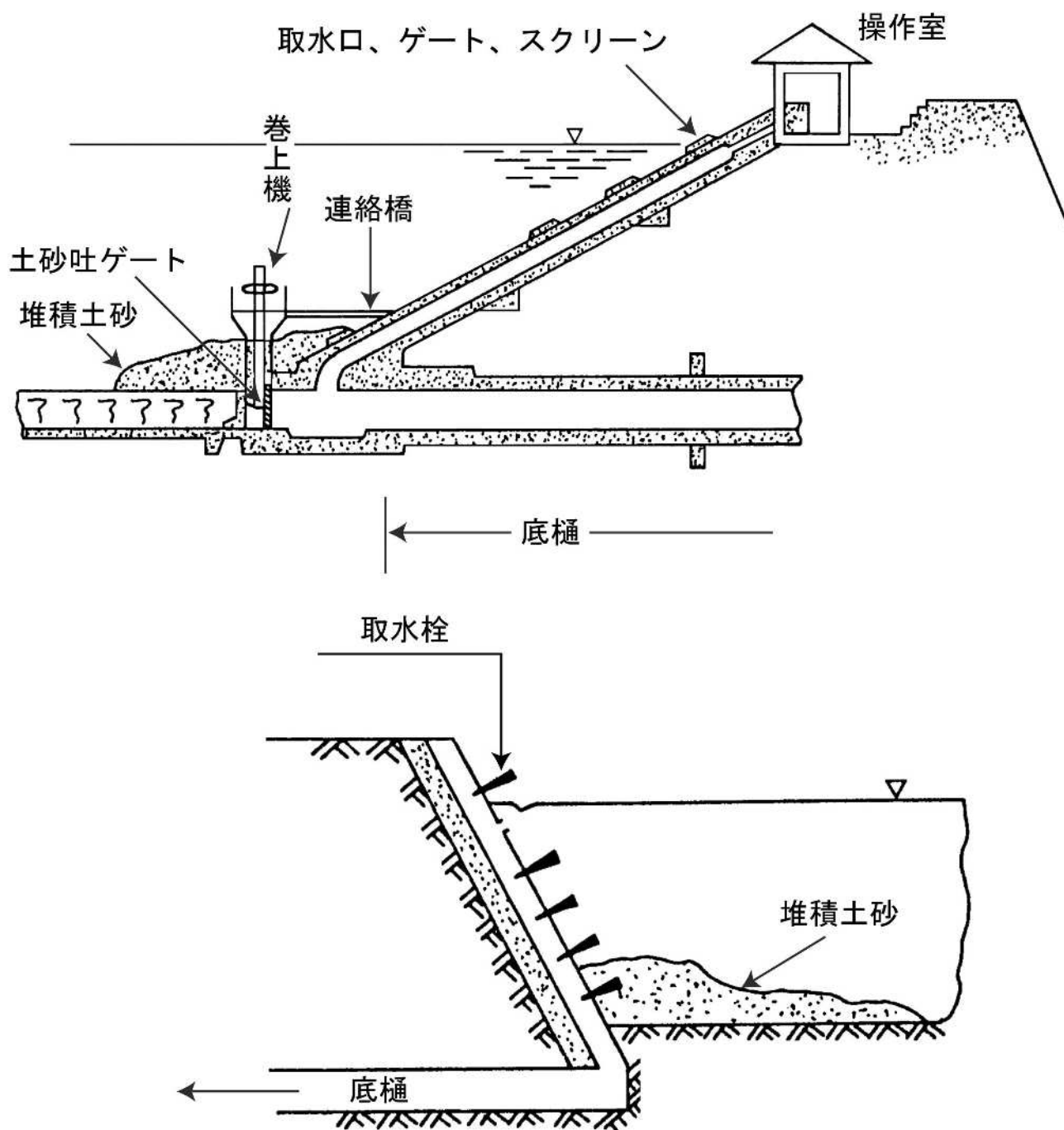
ため池及びため池の機能を保持するために設置された除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱う。

(態 様)

- ① 取水ゲート、土砂吐ゲート、開閉装置等の塗装、補修
- ② 堤体の補修、堆積土砂の浚渫
- ③ 電気系統の補修
- ④ その他
観測、通信通報用施設、防塵ネット、操作室の建屋及びフェンス等の
補修

(説 明)

①から④までの整備補修費の合計額が200万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。



4 用排水路の整備

1 路線を 1 施設とし、分土工、除塵装置等は用排水路に附帯する構造物として一体として扱う。

(態 様)

① 開水路

ア 護岸、床張、分土工、落差工等の塗装、補修

イ 1 路線の一部につき、土水路をコンクリート水路、柵渠等にする改修

ウ 浚渫であって、数年間隔で堆積土砂の除去を機械力で行うもの

エ その他

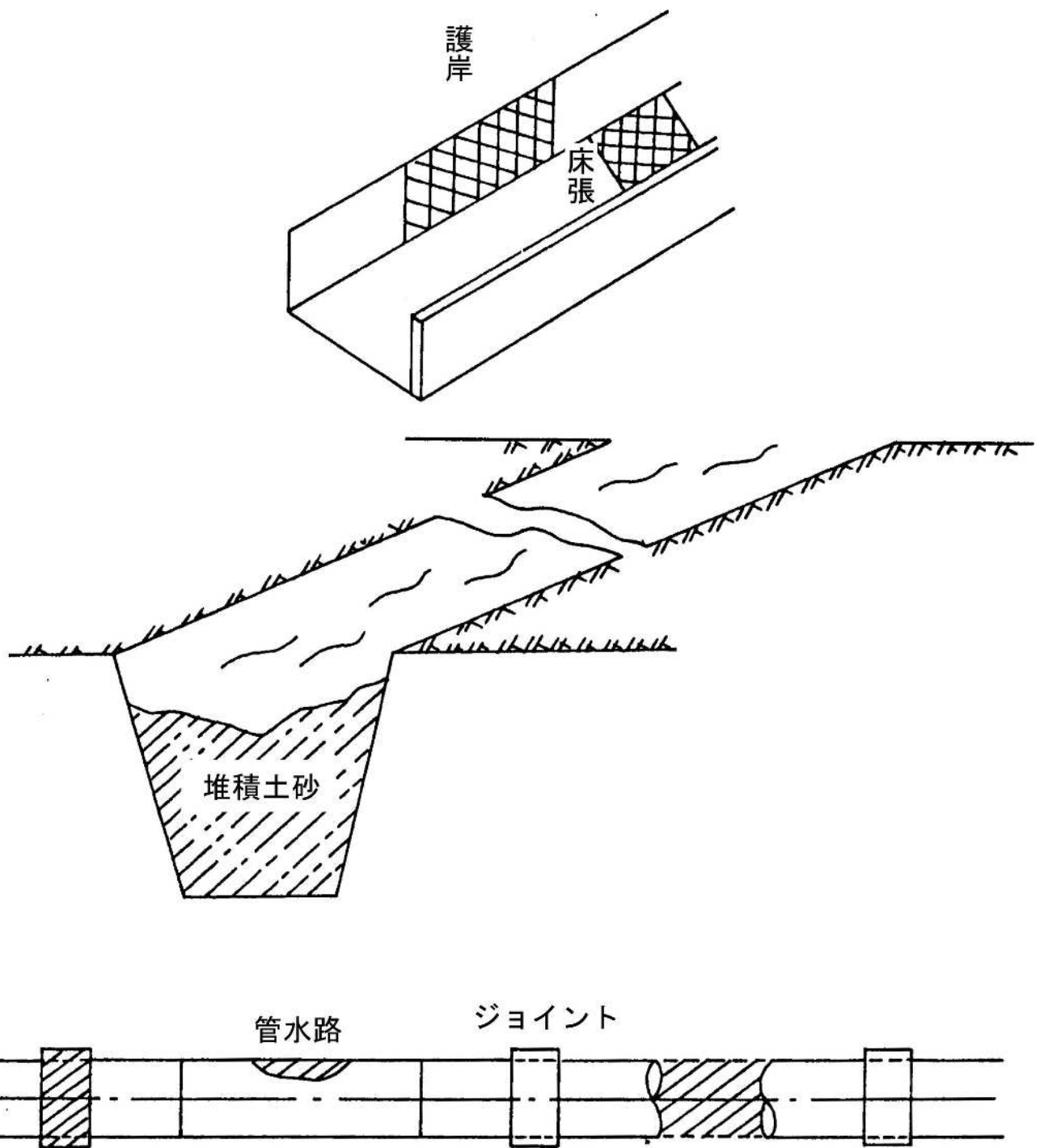
(除塵装置、フェンス等の塗装、補修)

② 管水路

管水路の破損部分の交換、補修、塗装、ジョイントの補修等

(説 明)

①及び②の整備補修費の合計額が 200 万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。



5 畑かん施設の整備

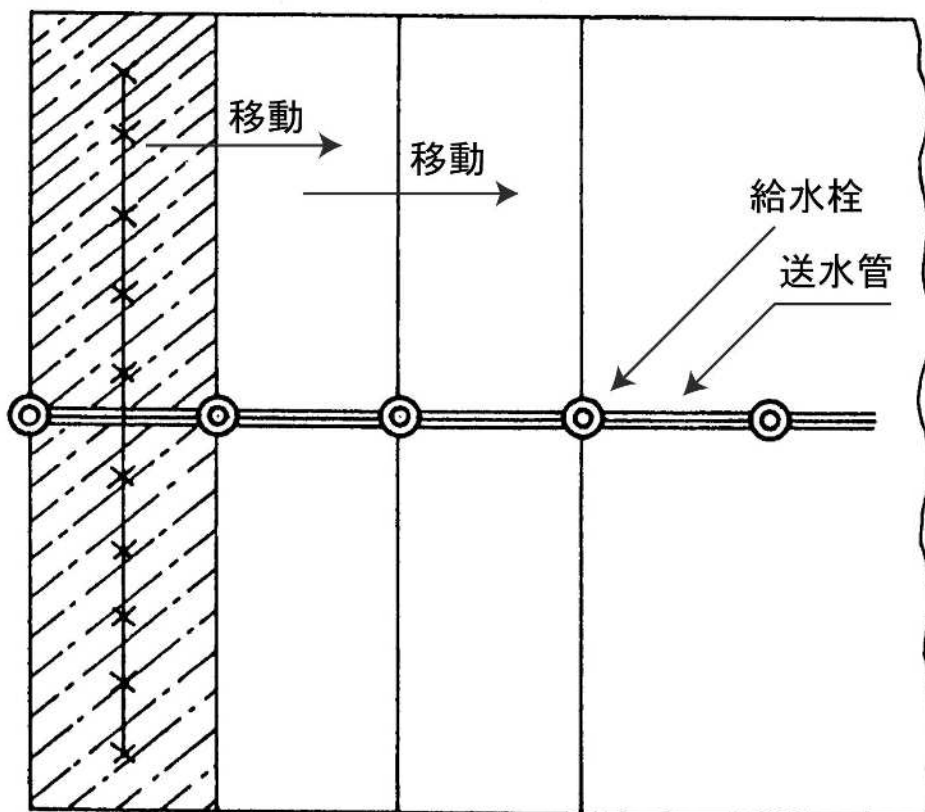
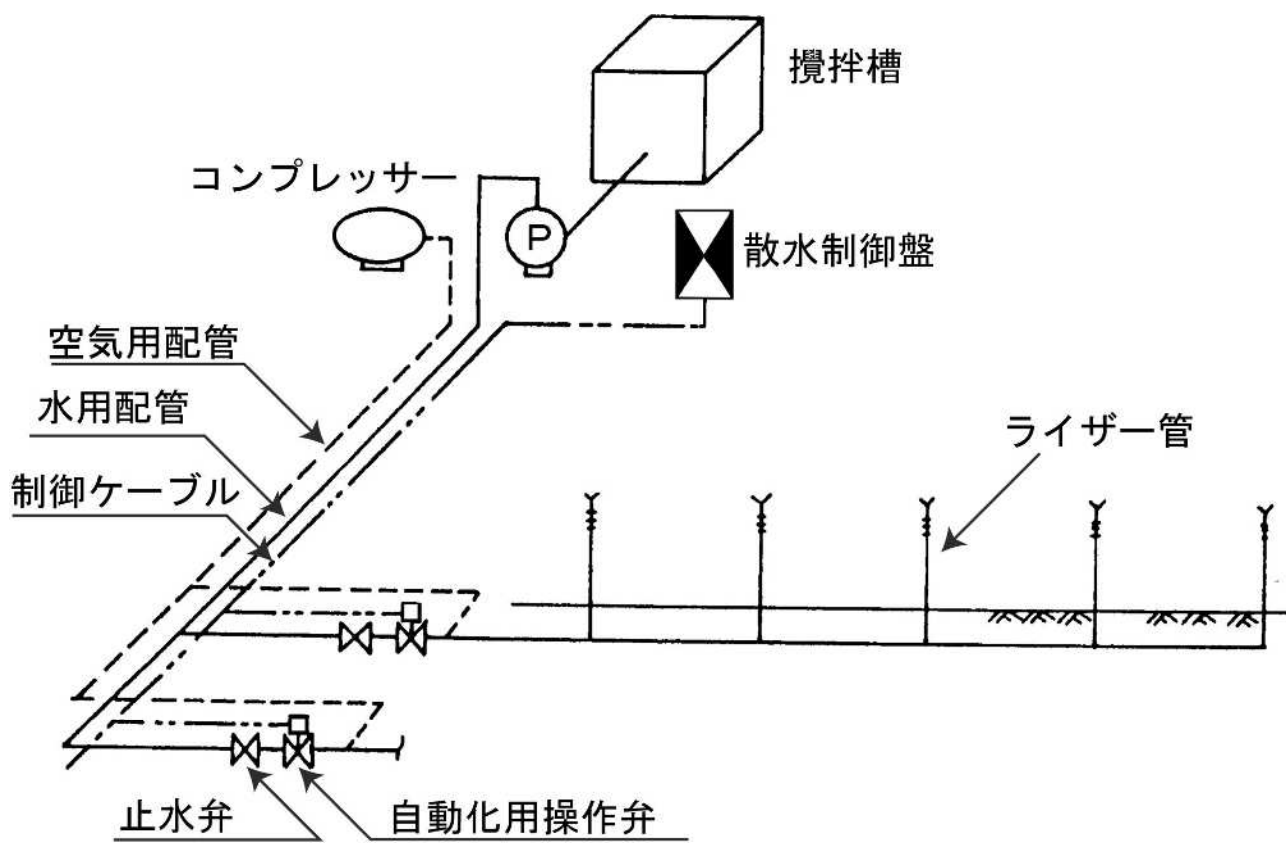
同一配水系統に属する送水管、撒水制御装置、揚水機等を一括して1施設として扱う。

(態 様)

- ① 揚水機、空気圧縮機、撒水制御装置等の機器類及び電気系統の補修
- ② 送水管、給水栓、電磁弁の補修、更新

(説 明)

①及び②の整備補修費の合計額が200万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。



Ⅱ 設備改善

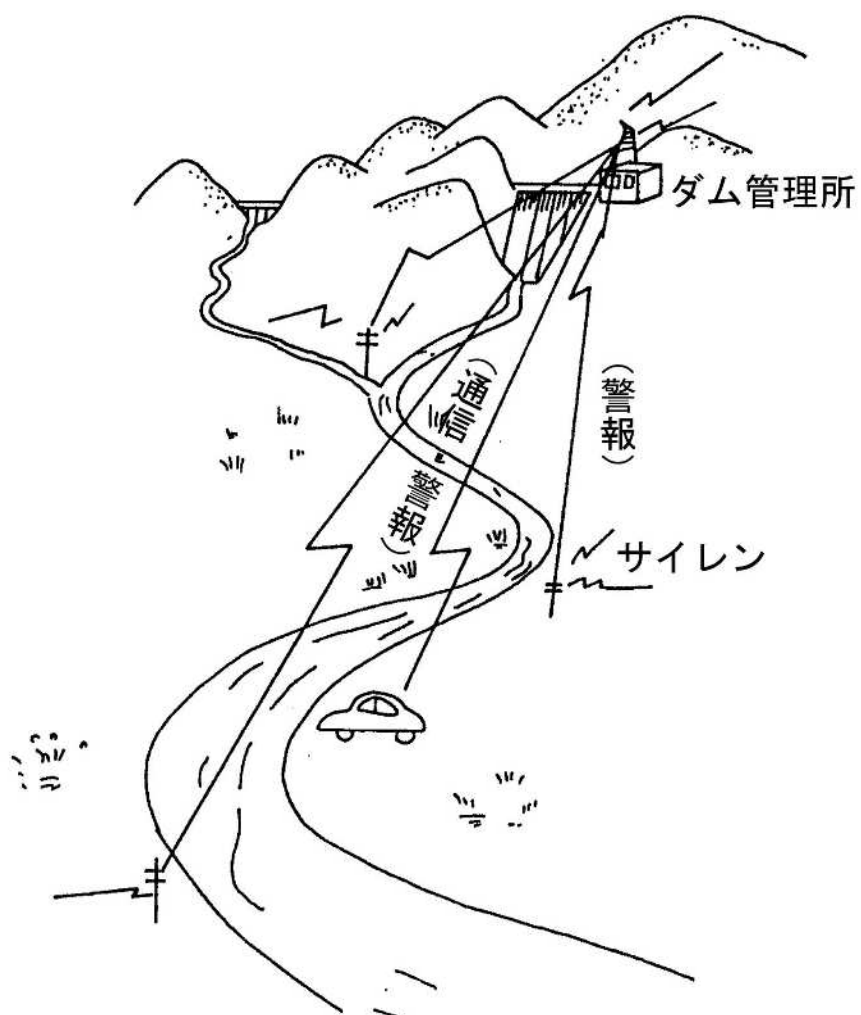
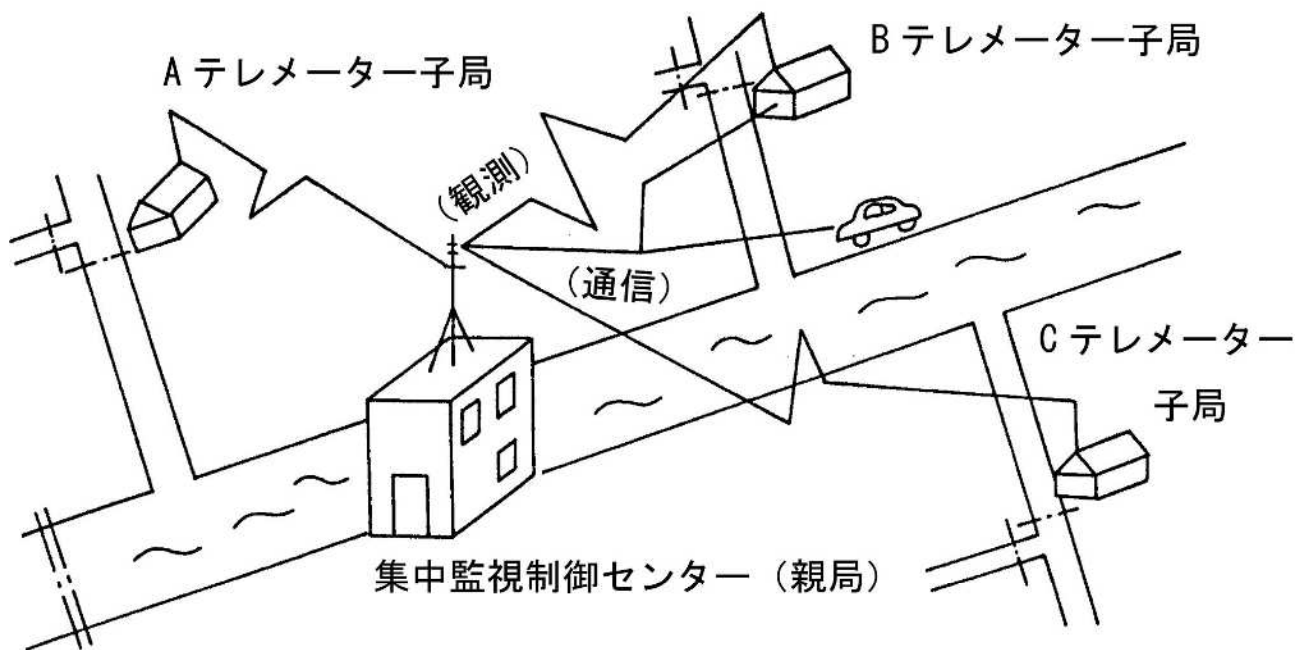
1 観測用及び通信通報用設備

(態 様)

- ① テレコン、テレメーター、水位計、流量計等の観測、自動制御機器類の新設、増設、更新
- ② 無線電話等通信施設（基地局、移動局）及び警報施設の新設、増設、更新

(説 明)

①及び②の設備改善費の合計額が 200 万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。



2 流木処理用設備等

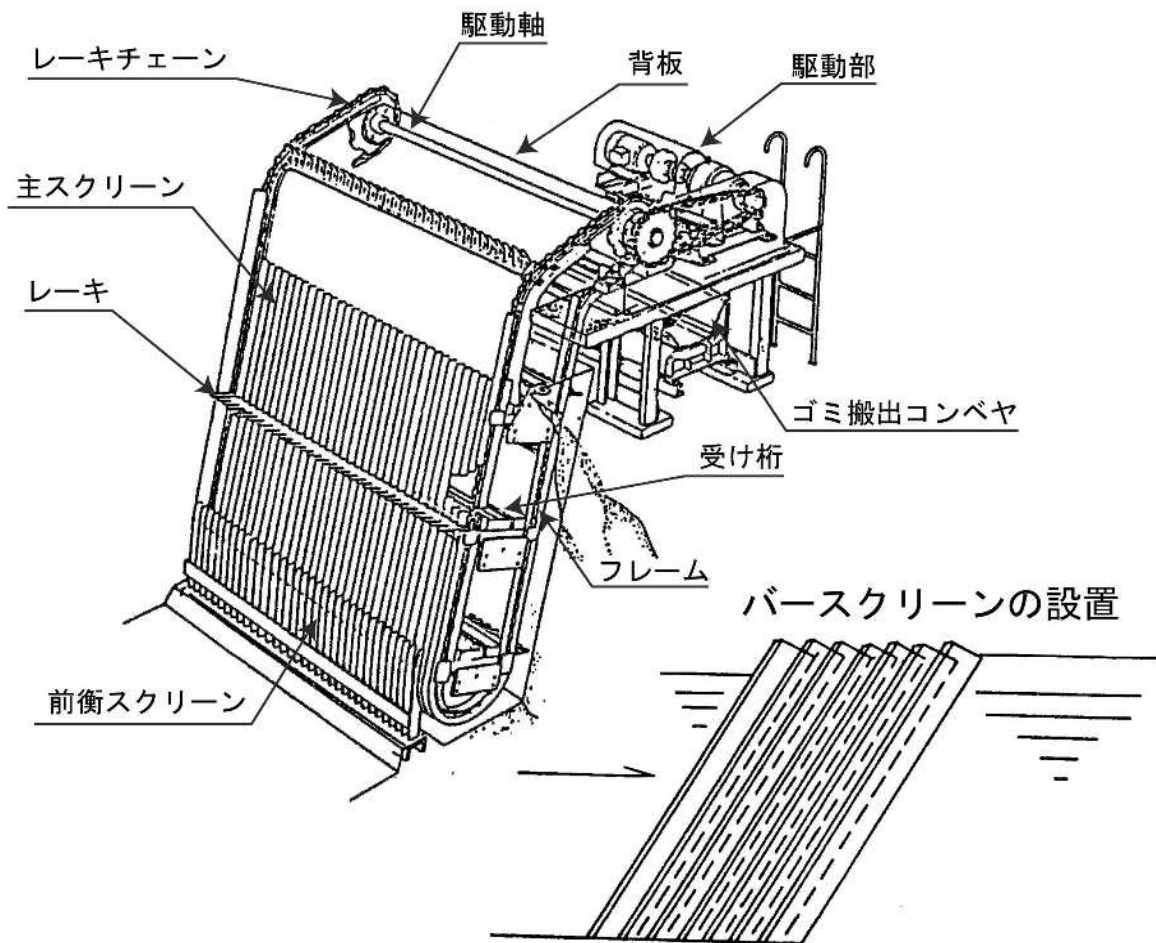
(態 様)

- ① 自動巻上除塵機、バースクリーン等の流木処理施設の新設、増設、更新
- ② 防塵ネットの新設、増設、更新
- ③ 頭首工、揚水機場、ダム、ため池、水路のフェンスの新設、増設、更新
- ④ 使用電力節減のための機器の更新(変圧器、動力機、高効率ポンプ等)
- ⑤ 管理の効率化のため水門等開閉機器の自動化への更新

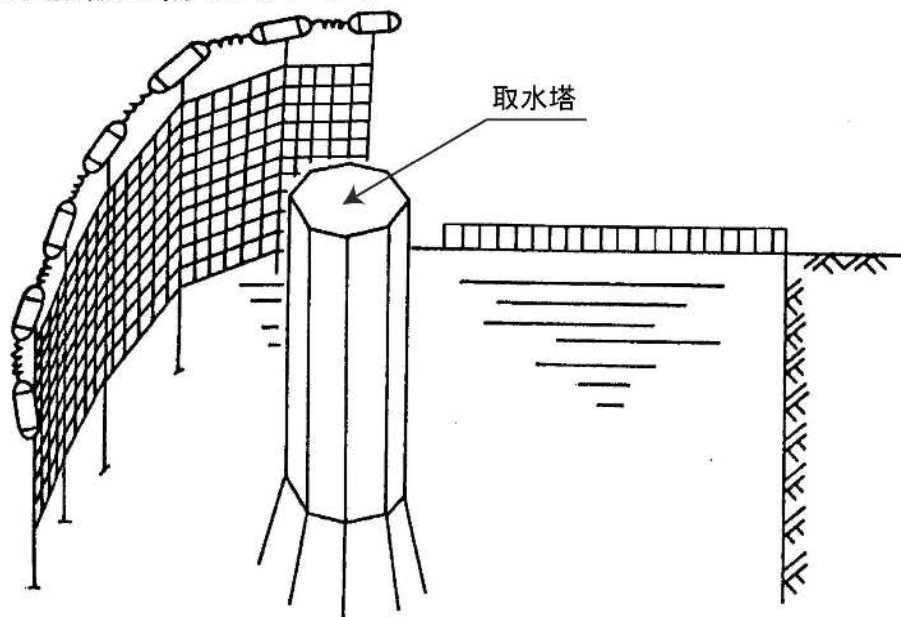
(説 明)

①から⑤までの設備改善費の合計額が 200 万円以上であること。ただし、経常的なものは除くこと。

用排水機場吸水槽前面に設置する除じん機



ダム取水施設の防じんネット



Ⅲ 定期的な整備補修を必要とする数個の施設の整備補修の態様

- ① 頭首工と頭首工
- ② 揚水機場と揚水機場
- ③ 樋水門と樋水門
- ④ 頭首工と揚水機場
- ⑤ 頭首工と樋水門
- ⑥ 揚水機場と樋水門
- ⑦ 頭首工と水路
- ⑧ 揚水機場と水路

上記態様は例示であり、それぞれの施設を連動して操作する必要がある等の有機的な関連がある場合は、それらの施設を組み合わせる加入することができる。

また、数箇の施設の整備補修費の合計額が 200 万円以上であること。

ただし、経常的なものは除くこと。

平成元年 9 月 3 0 日

各地方農政局農政部管理課長
沖縄総合事務局農林水産部農政課長 } 殿
北海道農政部施設整備課長

農林水産省構造改善局農政部管理課指導班長

土地改良施設維持管理適正化事業における
暗渠排水路の整備補修の取扱いについて

このことについて、別紙のとおり「土地改良施設維持管理適正化事業における暗渠排水路の整備補修の取扱いについて（メモ）」を定めたので了知願いたい。

なお、貴局管内各都道府県担当課に対し、十分にその趣旨の徹底を図り、今後の本事業の円滑な実施に努められるようよろしくご指導の程お願いしたい。

平成元年 10 月 5 日

道府県土地改良事業団体連合会

道府県土地改良管理指導センター所（室）長 殿

全国土地改良事業団体連合会

中央土地改良管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業における
暗渠排水路の整備補修の取扱いについて

当センターの運営については、日頃から格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、かねてから要望のありました土地改良施設維持管理適正化事業における暗渠排水路の取扱いについては、別紙「土地改良施設維持管理適正化事業における暗渠排水路の整備補修の取扱いについて（メモ）（農林水産省構造改善局農政部管理課指導班長通知）」により、土地改良施設維持管理適正化事業として整備補修ができることになりましたので、適切、円滑な実施を期するため、会員土地改良区等の指導に遺憾のないようお願い致します。

なお、本件についての貴県担当課への通知は、構造改善局管理課指導班長から地方農政局管理課を通じて通知されたので、御了知願います。

平成元年 9 月 30 日
構造改善局農政部
管理課指導班長

土地改良施設維持管理適正化事業における暗渠排水路
の整備補修の取扱いについて（メモ）

- 1 暗渠排水路は土地改良事業によって造成されるものであるが、その機能等が土地に付帯するものとして、土地改良施設としての位置付けがなされていなかったところである。
- 2 しかしながら、農業基盤の整備水準が向上し、耕地の汎用化を図ることが不可欠なものとなり、近年、暗渠排水事業は、資材の研究開発に伴い塩化ビニール管等の普及により比較的長期間の年数を保持できる暗渠排水路の施工が可能となってきた。
- 3 一方、こうした暗渠排水路は施工されて長い年月を経過すると、ほ場の土壌条件等により多少異なるが、排水管内に泥や砂が堆積したり、被覆材や疏水材（ワラ、モミガラ等）・酸化鉄被膜等がストレーナーにつまったり、また、ほ場内の不等沈下等により排水管の切損、変形が生じ、地下水の排水機能が著しく低下し、そのまま放置すると排水機能の保持及び耐用年数の確保が図れなくなるとともに汎用耕地化が阻害され畑作物の定着化・安定化が図れなくなる。
- 4 このため、次の要件をすべて満たす場合には、暗渠排水路の定期的な整備補修について適正化事業の対象とするものとする。
 - ① 暗渠排水路が塩化ビニール管等を用い比較的長期間の耐用年数を有するものであること。
 - ② 土地改良事業により造成された上記の暗渠排水路で、定期的な整備補修が必要とする地域において、当該地域を区域とする土地改良区等が当該暗渠排水路の定期的な整備補修の事業計画を策定し、総代会等の議決が得られていること。
 - ③ 当該暗渠排水路の定期的な整備補修費が 1 地区 2,000 千円以上であること。

以上

平成 24 年 6 月 28 日

全国土地改良事業団体連合会

中央土地改良管理指導センター所長 殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（団体指導・利用調整班担当）

土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いについて

このことについては、別紙のとおり、各地方農政局土地改良管理課長等に通知し、各都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会担当部局への周知徹底を図っていますので、貴職においても、御了知いただくとともに、今後の本事業の円滑な実施について御指導をお願いします。

平成 24 年 6 月 28 日

各地方農政局農村計画部
土地改良管理課長 殿
沖縄総合事務局農林水産部
土地改良課長 殿
北海道農政部農村振興局
農業施設管理課長 殿

農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（団体指導・利用調整班担当）

土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱について

土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たり策定する土地改良施設維持管理適正化事業実施計画（以下「実施計画」という。）について一定の事項を変更する必要がある場合には、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号構造改善局長通知。）7 の（4）により、関係都道府県、地方農政局及び全国連合会と協議することとされています。

この実施計画の変更に当たっての関係機関との協議の取扱について照会があったところですが、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知いただくとともに、貴局管内各都道府県及び各土地改良事業団体連合会に対してその趣旨の徹底を図り、今後の本事業の円滑な実施について御指導をお願いします。

なお、取扱の考え方を別添のとおりまとめているので、参考にして下さい。

記

1 変更に当たって協議が必要な場合

実施計画の策定及び変更に当たり都道府県及び地方農政局に協議を要することとした趣旨は、実施計画の内容と適正化事業として採択することの妥当性を補助金を交付する者が審査することであるから、計画の変更に当たり策定時と同様に協議を要する場合とは、次のとおりとする。

（1）対象施設の変更

既加入の地区の取止め又は新たな地区の追加の場合。

（2）整備補修内容の重要な変更

① 事業費で 30 パーセントを超える額の増減。

② 整備補修内容の項目の追加であって、水土総合強化推進事業実施要綱（平成 23 年

4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通知)第4の2の管理指導事業の結果、必要と認められたもの(診断結果調書の写しを添付のこと)。

- (3) 緊急整備補修を実施する必要がある場合
すべての場合。

2 取扱いに当たっての留意点

- (1) 実施計画の変更に当たり、関係機関との協議を要さない場合でも、変更の理由及び変更後の計画を関係機関に届け出ること。

その際、

- ① 整備補修内容の項目の取止めについては、変更前に必要とされた整備補修内容への対応について、変更の理由に付記すること。
 - ② 整備補修の事業量の変更であって項目の追加でないため協議を要さないものについては、当該部分の整備補修を必要とする診断結果調書の写しを添付すること。
- (2) 上記の取扱は、地方農政局及び全国連合会に対する取扱であり、都道府県に対しては、地方連合会から都道府県に対してその取扱いを相談すること。

平成 24 年 6 月 28 日
団体指導・利用調整班

土地改良施設維持管理適正化事業実施計画の重要な変更について(メモ)

土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」という。)における土地改良施設維持管理適正化事業実施計画(以下「適正化事業実施計画」という。)の策定及び当該計画の変更に係る関係機関への協議については、平成 21 年 3 月 31 日付けで土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号構造改善局長通知。以下「実施要領」という。)。を改正し、平成 21 年度から運用している。

適正化事業実施計画の変更に当たり、加入地区ごとに変更協議が必要となる場合に於いて明確な基準がなく、問い合わせが寄せられていることから、次のとおり整理する。

1 平成 21 年度の実施要領の一部改正の経緯

- (1) 計画的な整備補修を実施するため、適正化事業における整備補修については、地方連合会が土地改良区等と調整し適正化事業実施計画を策定することとした(実施要領 7 の(1))。
- (2) (1)の適正化事業実施計画の策定にあたっては、国庫補助金及び都道府県補助金を交付する立場から適正化事業実施計画の妥当性を審査するため、都道府県と予め協議の上、地方農政局に協議することとし、都道府県及び地方農政局の役割を明確にした。
- (3) (2)の協議を経て策定された(1)の適正化事業実施計画の変更が必要な場合は、実施要領 7 の(4)において、
 - ① 対象施設の変更
 - ② 整備補修内容の重要な変更
 - ③ 緊急整備補修を実施する必要がある場合と規定しているが、②については、実施要領に具体的な基準がないため、当面の運用として、団体営事業の事業内容の重要な変更要件を勘案し、
 - 整備補修が整備補修費換算で 30 パーセントを超える増減
 - 整備補修内容の項目の追加、変更又は取止めの場合に、適正化事業実施計画の変更の協議を要することとした。

2 変更に当たって協議が必要な場合

適正化事業実施計画の策定及び当該計画の変更に当たり都道府県及び地方農政局

に協議を要することとした趣旨は、適正化事業実施計画の内容と適正化事業として採択することの妥当性を補助金を交付する者が審査することであるから、計画の変更に当たり策定時と同様に協議を要する場合とは、次のとおりとする。

(1) 対象施設の変更

既加入の地区の取止め又は新たな地区の追加の場合。

(2) 整備補修内容の重要な変更

① 事業費で 30 パーセントを超える額の増減

(注) 整備補修費換算が煩雑であるため事業費として取り扱う。

② 整備補修内容の項目の追加であって、水土総合強化推進事業実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2318 号農林水産事務次官依命通知)第 4 の 2 の管理指導事業の結果、必要と認められたもの(診断結果調書の写しを添付のこと)

(3) 緊急整備補修を実施する必要性が生じた場合

すべての場合。

3 取扱に当たっての留意点

(1) 実施計画の変更に当たり、関係機関との協議を要さない場合でも、変更の理由及び変更後の計画を関係機関に届け出ること。

その際、

① 整備補修内容の項目の取止めについては、変更前に必要とされた整備補修内容への対応について、変更の理由に付記すること。

② 整備補修の事業量の変更であって項目の追加でないため協議を要さないものについては、当該部分の整備補修を必要とする診断結果調書の写しを添付すること。

(2) 上記の取扱は、地方農政局及び全国連合会に対する取扱であり、都道府県に対しては、地方連合会から都道府県に対してその取扱を相談すること。

平成 24 年 12 月 28 日

全国土地改良事業団体連合会
中央土地改良管理指導センター所長 殿

農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（団体指導・利用調整班担当）

土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いの詳細について

このことについて、別紙のとおり、地方農政局土地改良管理課長等に通知し、都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会担当部局への周知を指示しましたので、貴職においても御了知いただきますとともに、今後の本事業の円滑な実施について、貴会会員への御指導をお願いします。

平成 24 年 12 月 28 日

各地方農政局農村計画部

土 地 改 良 管 理 課 長 殿

沖縄総合事務局農林水産部

土 地 改 良 課 長 殿

北海道農政部農村振興局

農 業 施 設 管 理 課 長 殿

農村振興局整備部土地改良企画課

課長補佐（団体指導・利用調整班担当）

土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いの詳細
について

平成 24 年 6 月 28 日付け「土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の
取扱いについて」の 2 の取扱いに当たっての留意点については、次の通り取り扱うことと
しますので、ご了知の上、貴局管内都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会に対
し周知していただきますとともに、本事業の円滑な実施にご配慮をお願いします。

○関係機関との協議を必要としない場合の実施計画の変更

実施計画の変更に当たり、「関係機関との協議を要さない場合でも、変更の理由及
び変更後の計画を関係機関に届け出ること」としているのは、国及び都道府県が審査
した適正化事業実施計画と適正化事業の実績との整合を図る必要があるとの趣旨で
す。このため、計画の同一性が確保されていることが明らかな場合であれば、微細な
変更についても須く実施計画の変更の届け出を必要とするものではないことに留意し
て下さい。

平成 24 年 12 月 28 日

都道府県土地改良事業団体連合会
土地改良施設維持管理適正化事業担当部所（室）長殿

全国土地改良事業団体連合会
中央管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いの詳細について

当センターの運営については、日頃よりご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、「土地改良地改良施設維持管理適正化事業の実施計画の変更の取扱いについて」は、農林水産省農村振興局土地改良企画課と協議、打合せを行ってきたところですが、このたび、別添写しのとおり地方農政局土地改良管理課長、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長及び北海道農政部農村振興局農業施設管理課長あて通知されましたのでお知らせします。

また、この通知に基づく具体的な取扱いについては、下記によることとしましたので、貴会会員土地改良区等に対する御指導をよろしくお願い申し上げます。

記

実施計画の変更に係る手続きは、別紙 1「実施計画の変更について」のフローに従い、次のとおり行うこととします。

なお、実施計画の変更が必要となる手続きにおいて、整備補修項目の追加とは、例示すれば「当初計画では、揚水機場のポンプの整備補修としたが、新たに原動機を追加して整備補修する」というケースをいいます。別紙 2「変更の対象となる整備補修の追加項目」を参照してください。

（１）重要な変更について

次の①から⑤に該当する場合には、地方連合会は、都道府県、地方農政局等、全国連合会と協議をする。

- ① 対象施設を変更する場合（例：揚水機場→ため池）
- ② 施設の追加を行う場合（例：揚水機場→揚水機場、水路）
- ③ 同一土地改良区等において行われる施設相互間の事業費の融通で、その割合が 30%以上の変更をする場合
- ④ ポンプ、原動機のオーバーホールから更新へ変更する場合及び水路等の型式を変更（例：柵渠→現場打ちフリューム水路へ）する場合
- ⑤ 整備補修内容の変更で、変更する事業費の割合が 30%以上の変更をする場合

(2) 軽微な変更について

次の①から④に該当する場合には、地方連合会は、都道府県、地方農政局等、全国連合会に届け出をする。

なお、①から④に該当しない場合には届け出の必要はない。

- ① 同一土地改良区等において行われる施設相互間の事業費の融通で、その割合が30%未満の変更をする場合
- ② 整備補修内容の変更で、変更事業費の割合が30%未満でかつ10%以上の変更をする場合
- ③ 同一期生・同一金額において、加入施設の実施年度の変更をする場合
- ④ 合併等により土地改良区等の名称に変更があった場合

実施計画の変更について

別紙1

1. 対象施設の変更

- ① 加入団体からの要請による施設の変更 (例：揚水機場 → ため池)
- ② 道府県の整備方針の変更等による施設の変更 (例：揚水機場 → 水門)

2. 施設の追加

- 加入団体からの要請による施設の追加 (例：揚水機場 → 揚水機場、水路)

3. 加入事業費の増減

施設相互間の事業費の融通

(例：水路2,000(A) ため池5,000(B) → 水路2,500(A') ため池4,500(B'))

(単位：千円)

$$C = \frac{A-A'}{A} \text{ と } \frac{B-B'}{B} \text{ を比較して大きい数}$$

4. 整備補修内容の変更

- ① ポンプ、原動機のオーバーホールから更新への変更
- ② 水路等の型式の変更 (例：柵渠 → 現場打ちフリーウム水路)

③ 加入時の整備補修項目に新たな整備補修項目を追加変更

例：ポンプ5,000(E) → ポンプ4,000(E')、原動機1,000

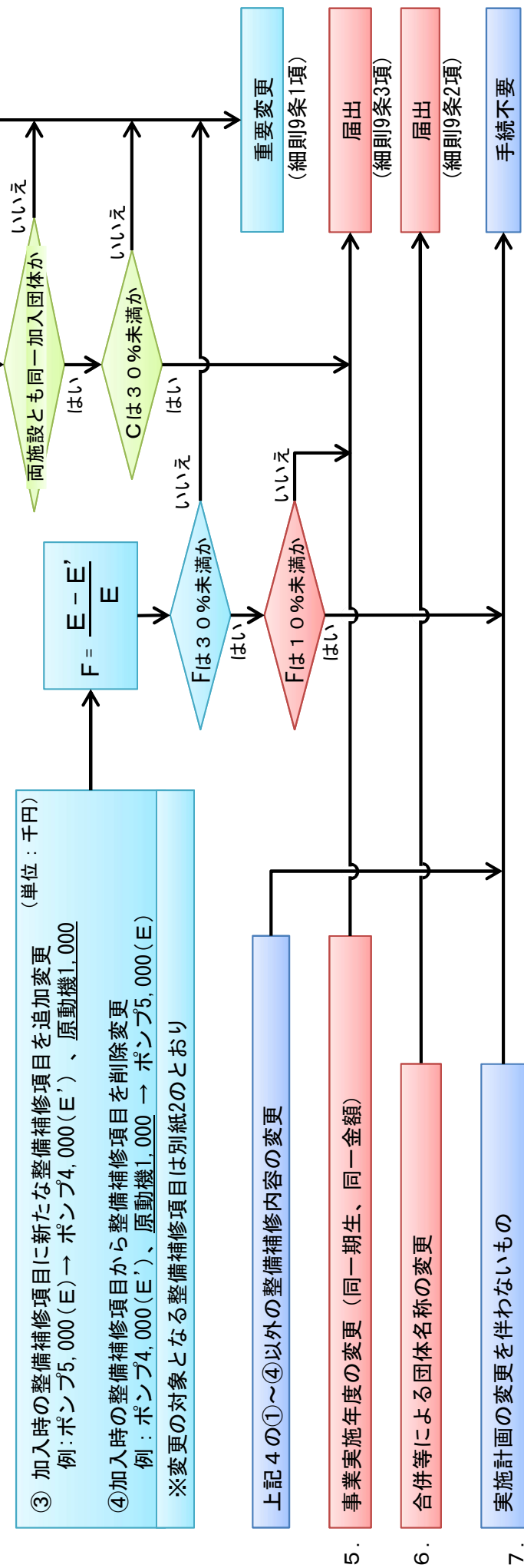
④ 加入時の整備補修項目から整備補修項目を削除変更

例：ポンプ4,000(E')、原動機1,000 → ポンプ5,000(E)

※変更の対象となる整備補修項目は別紙2のとおり

(単位：千円)

$$F = \frac{E-E'}{E}$$



変更の対象となる整備補修項目

当初の実施計画に次の整備補修項目が追加又は削除となる場合は変更の対象となります。
ただし、付属品は除きます。

1. ダム(流水貯留機能をもつもの)、ため池(ダム以外のもの)

堤体、洪水吐、取水施設、放流施設(土砂吐、底樋を含む)、電気設備、防塵ネット、管理棟建屋、観測施設、警報通信施設等、堆積土砂の浚渫、防護柵

2. 頭首工

取水堰(門扉、開閉機装置等)、取水施設、送水施設、沈砂地、護岸、魚道、管理棟建屋、観測施設、除塵機、堆積土砂の浚渫、防護柵

3. 揚水機場(用水、排水)

ポンプ、原動機、吸水槽、吐水槽、送水管、機場上屋、樋門、除塵機、観測施設、受変電施設(制御装置を含む)、堆積土砂の浚渫、防護柵

4. 水路

水路の護岸・護床、分水施設、合流施設、調整施設、散水施設、除塵機、堆積土砂の浚渫、防護柵

5. 樋門

樋門、護岸、管理棟建屋

6. 畑かん施設

送水管、撒水制御装置、3の揚水機場の整備補修の追加項目、管理棟建屋

7. 水管理施設

管理棟建屋、操作機器、受配電施設、自家用発電装置、子局(観測用設備、通信通報用設備、監視制御機器)

8. 上記1から7のうち設備改善に関する整備補修内容について

設備改善の整備補修の内容が変更となった場合

9. 上記1から7のうち一部更新に関する整備補修内容について

一部更新の内容が変更となった場合

注) 適正化事業の対象となる土地改良施設は、土地改良施設の診断・管理指導の対象となっている農業水利施設とする。

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 2 日

道府県土地改良事業団体連合会

土地改良施設維持管理適正化事業担当部（所）長殿

全国土地改良事業団体連合会

中央土地改良管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たっての留意事項について

日頃より土地改良施設維持管理適正化事業の実施について格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について農林水産省 農村振興局 土地改良企画課から各地方農政局土地改良管理課、内閣府沖縄総合事務局及び北海道庁あてに別添通知が発出されておりますのでご承知おきいただくとともに、新規加入ヒアリング等の実施計画作成にあたり参考とさせていただきたく宜しくお願いします。

土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たっての留意事項について

平成 23 年度実施計画ヒアリングを実施した結果、「土地改良施設維持管理適正化事業」（「施設改善対策事業」を含む。以下「適正化事業」という。）の対象地区として疑義があるケースが散見されましたので、下記の点に留意するようお願いいたします。

記

1 土地改良施設の診断・管理指導について

適正化事業の対象となる土地改良施設は、水土総合強化推進事業における土地改良施設の診断・管理指導の対象となっている農業水利施設であり、診断・管理指導の結果、必要と認められた整備補修である。

診断・管理指導を受けていない農業水利施設は適正化事業の対象とはならないため、整備補修内容の変更等により整備補修対象施設を追加する場合は、必ず診断を実施した施設を追加し、必要に応じて「土地改良施設維持管理適正化事業実施要領」7の(4)の実施計画の変更の手続きを行うこと。

2 施設の更新及び機能の増高について

適正化事業は、土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図り、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するため、定期的に整備補修を実施するものである。

耐用年数を大幅に経過した施設において施設を全面的に撤去して新たに造成する施設の更新や、水路の断面積の増、ポンプ揚水量の増、取水量の増加に伴う頭首工の改修等の機能が高まる整備補修は、本事業の趣旨から実施できない。

3 事業費について

- (1) 整備補修の実施地区にあつては、1 地区当たりの事業費が 2,000 千円以上と定められており、1 ヶ所当たりの単価が 100 千円の分水ゲート塗装を 20 ヶ所実施するといった少額の整備補修内容を複数組み合わせることで 2,000 千円として加入することは認められない。
- (2) また、定期的な整備補修を必要とする数個の施設を組み合わせる場合は、その事業費の合計が 2,000 千円以上でなければならない、その組合せは、それぞれの施設を連動して操作する必要がある等の有機的な関連がある施設で、内容は次のとおりである。

① 頭首工と頭首工

同一河川に設置されている頭首工と頭首工を連動して操作する構造、システムとなっている場合等

② 揚水機場と揚水機場

2段階の揚水が必要である複数カ所の揚水機場を連動して操作する構造、システムとなっている場合等

③ 樋水門と樋水門

同一の水路系に設置されている複数の樋門を連動して操作する構造、システムとなっている場合等

④ 頭首工と揚水機場

頭首工から取水した用水を直接揚水機場から送水する等、頭首工と揚水機場を一体的に操作する構造、システムとなっている場合等

⑤ 頭首工と樋水門

頭首工から取水した用水を水路の樋水門から取水する等、頭首工と樋水門を連動して操作する構造、システムとなっている場合等

⑥ 揚水機場と樋水門

揚水機場から送水した用水を水路の樋水門から取水する等、揚水機場と樋水門を連動して操作する構造、システムとなっている場合等

ただし、これらの組合せにおいて整備補修を実施する場合は、経常的なもの及び1ヶ所当たりの整備補修費の少額のものとは除くとともに、事業費の合計額が2,000千円以上であることを要する。

4 実施年度について

一つの計画に基づく同一地区における2カ年以上にわたる整備補修の実施は、半製品となるような整備補修や、入札、発注等の事務経費、共通仮設費、諸経費(一般管理費等)等が増加し事業費が割高となるような場合は、国損及び地元負担の増嵩を招くこととなるため、事業費の大小にかかわらず相当の理由がない限り認められない。

例 ① 総延長600mの水路において、200mずつ3年に分割して実施し全線を改修

土地改良区等 団体名	整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備考
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	
〇〇土地改良区	用水路整備補修 (UF、L=600)	千円 2,000	千円 2,000	千円 2,000	千円	千円	千円 6,000	

例 ② 総延長 800m の水路において、400m／3,000 千円ずつ別加入し全線を改修

《34 期生》

土地改良区等 団体名	整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備考
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計	
〇〇土地改良区	用水路整備補修	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	(UF、L=400)			3,000			3,000	

《35 期生》

土地改良区等 団体名	整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備考
		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計	
〇〇土地改良区	用水路整備補修	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	(UF、L=400)		3,000				3,000	

水路の全線改修は水路の更新となるため認められない。

5 農業水利施設の附帯施設の整備補修について

(1) 揚水機場

- ① 建屋は、揚水機（ポンプ）本体及び機器類の錆や腐食等を防止し、その機能を保持するために必要な施設であり、揚水機と一体的な施設と認められることから、建屋のみの整備補修は可能とする。
- ② 除塵機は、ごみや流木等による揚水機（ポンプ）の羽根車の摩耗・破損を防止するために必要な施設であり、揚水機と一体的な施設と認められることから除塵機のみ整備補修は可能とする。
- ③ 深井戸における水中ポンプ及びケーシングの整備補修は可能であるが、新たな深井戸の掘削については整備補修の範疇ではないためできない。

(2) 水路

- ① 防護柵（フェンス）の破損等に起因する事故が発生した場合には、管理責任が問われることとなるため、保安上必要なものとして防護柵（フェンス）のみの整備補修であっても可能とする。
- ② 加入に当たっては、1 路線を 1 施設として扱うこととしているため、本線と支線の複数路線を併せて加入することはできない。ただし、パイプラインなどのように圧送している管水路の場合は、管路網全体でその機能が発揮されることから、当該管路網を 1 施設とした加入は可能である。
- ③ 山腹水路について、土砂流入及び法面崩壊等による水路流失を防止するための水路の蓋がけや土留工は、水路の通水機能の保持に必要な整備補修であることから可能であるが、その際は、水路流失に伴う復旧経費と整備補修費を経済比較した上で判断することとする。
- ④ 排水路複断面の土羽部分の装工については、整備補修の範疇であるため可能とする。

⑤ 軟弱地盤における地盤沈下等により水路の機能が著しく低下している場合、または、住宅地におけるパイプラインの整備補修については、現存位置における整備補修を行うよりも、安定した地盤上や公道下へルート変更したほうが経済的に有利な場合は個別に検討した上で、条件が整った場合に実施可能とする。ただし、ルート変更に伴い生じる用地買収費用については、適正化事業の補助対象とはならない。

(3) ため池

ため池（フェンス）の破損等に起因する事故が発生した場合には、管理責任が問われることとなるため、保安上必要なものとして防護柵（フェンス）のみの整備補修であっても可能とする。

6 施設改善対策事業における加入施設の考え方

施設改善対策事業は、米と米以外の作物が生産される望ましい生産構造の実現に資するため、水田の畑作利用を推進する土地改良施設の整備改善を行うものであることから、個々の土地改良施設を対象に整備改善を図るのではなく、集団化した団地（ほ区単位）を対象として整備改善する必要がある。

したがって、水路の整備補修を目的として施設改善対策事業に加入する場合は、適正化事業における「1 路線を 1 施設として扱う」基準によらず、水路網を単位として加入し整備補修することも可能とする。

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

農林水産省農村振興局長

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定に伴う
土地改良施設維持管理適正化事業の取扱いについて

「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）の制定に伴い、土地改良施設維持管理適正化事業の今後の取扱いを別紙のとおり定めたので御了知の上、適切な指導をお願いします。

なお、道府県土地改良事業団体連合会に対しても周知をお願いします。

別 紙

第 1 「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」と土地改良施設維持管理適正化事業との関係について

「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（以下「要綱」という。）が制定されたことにより、農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープラン（以下「田園環境整備マスタープラン」という。）が定められている地域において要綱第 5 の別表に掲げられた事業（以下「対象事業」という。）を実施しようとする場合には、対象事業が当該マスタープランの内容を踏まえたものであることがその実施の要件とされた。

土地改良施設維持管理適正化事業（施設改善対策事業を含み、団地化対策事業を除く。以下「適正化事業」という。）については、既存の土地改良施設の整備補修を内容とするものであることから、その実施が生態系等に与える影響は対象事業に比べて相対的に小さいと考えられるため、対象事業として位置付けられていないが、工事を内容とする事業という点では対象事業と同様であることを考慮し、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

第 2 田園環境整備マスタープランの策定時における市町村との調整

市町村は、田園環境整備マスタープランの策定に際して関係行政機関等との密接な連携の下に行うこととされていることから（「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2513 号農村振興局長及び生産局長連名通知）の第 3 の 1 の（4））、適正化事業の対象となる土地改良施設を管理する土地改良区や土地改良区連合は、当該マスタープランの策定や見直しの際に農業生産の基盤の整備を推進する主体として積極的に関与することが望ましい。

この際、維持管理事業として日常的に行う簡易な点検整備や補修の実施に当たって当該マスタープランと不整合を生じないよう十分な調整を図ることに留意する必要がある。

第3 適正化事業実施時における留意事項

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第2の1に規定する土地改良施設維持管理適正化資金の交付を受けて適正化事業を実施しようとする土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）は、適正化事業を実施しようとする施設を区域に含む市町村の田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて適正化事業の工事計画の策定等を行うものとする。

第4 適正化事業の実施に係る指導等

- 1 適正化事業実施者は、適正化事業の工事計画を田園環境整備マスタープランを踏まえた計画とするため、全国土地改良事業団体連合会中央管理指導センター（以下「中央センター」という。）に対して技術的助言を求めることができるものとする。
- 2 地方センターは、適正化事業実施者が行おうとする適正化事業による工事計画が田園環境整備マスタープランを踏まえたものとなっていないと認められる場合であって、かつ、適正化事業実施者が当該工事計画を当該マスタープランを踏まえたものにしようとしなない場合は、その詳細を中央センターへ報告するものとする。
- 3 中央センターは、2による報告を地方センターから受けた場合、その詳細を農村振興局担当部局へ報告するものとする。
- 4 農村振興局長は、適正化事業実施者が行おうとする適正化事業による工事計画について、要綱第2に準じ取扱うものとする。

第5 適用開始

本通知の取扱いは、平成14年度に工事を実施する地区から適用するものとする。

地方農政局長	}	殿
北海道開発局長		
沖縄総合事務局長		
水資源開発公団総裁		
緑資源公団理事長		

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まってきたことを受け、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）において、農業生産基盤の整備に当たっては、「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされた。このことを受け、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）においても、事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正がなされ、平成 14 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

このような状況を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から、平成 14 年度から別紙の環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に基づき事業を実施することとされたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

おって、貴局管内都道府県には、貴職からこの旨周知願いたい。

以上、命により通知する。

別紙

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱

第1 環境との調和に配慮した事業の推進

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、用水路、ため池、畦や土手・堤といった、多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ多様な生態系が形成されるとともに、良好な景観が形成されてきた。わが国の農村の環境は、このような適切な維持管理の上に成り立った二次的自然を基調とするものであり、その保全や回復を図ることが、国全体として良好な環境を維持・形成する上でも重要である。

農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う事業であって第5に定める事業（以下「農業農村整備事業等」という。）の実施に際しても、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮してゆく必要がある。

このため、今後の農業農村整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープランを踏まえて実施するものとし、食料の安定供給等とあわせ、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換することとする。

第2 田園環境整備マスタープランに基づく事業の実施

国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するものとする。

また、国は、補助事業の実施に当たって、申請された事業計画が以下に該当する場合には、当該事業を採択しないものとする。

- （1）当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて保全すべきとされている生態系について、有効な対策が講じられていない場合
- （2）当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランにおいて配慮すべきとされている事項について、有効な対策が講じられていない場合
- （3）その他当該事業計画が関係する田園環境整備マスタープランと整合が図られていないと認められる場合

第3 田園環境整備マスタープランが見直された場合の措置

田園環境整備マスタープランが見直された場合において、事業主体は、事業計画の変更を

行うときは、原則として、計画変更後に工事に着手する部分について当該田園環境整備マスタープランとの整合を踏まえた事業計画を作成するものとする。

第4 継続中地区の取扱い

現に施行中の地区についても、事業主体は、田園環境整備マスタープランを踏まえた事業実施に留意するとともに、第3の場合と同様に取り扱うものとする。

第5 対象事業

本要綱の対象とする事業は別表に定める。

第6 委任

田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については、農村振興局長及び生産局長が別に定める。

別表

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業

名 称	事業要綱等	年 月 日	番 号	通 知 者
国営かんがい排水事業	国営かんがい排水事業実施要綱	平成元年7月7日	元構改D第532号	農林水産事務次官
国営総合かんがい排水事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官
畑地帯総合土地改良パイロット事業	総合土地改良事業実施要綱	昭和38年10月23日	38農地B第3742号	農林事務次官
国営農業用水再編対策事業	国営農業用水再編対策事業実施要綱	平成4年7月7日	4構改D第343号	農林水産事務次官
国営環境保全型かんがい排水事業	国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱	平成9年11月25日	9構改D第221号	農林水産事務次官
国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）	国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱	平成10年4月8日	10構改D第217号	農林水産事務次官
国営流域水質保全機能増進事業	国営流域水質保全機能増進事業実施要綱	平成12年3月24日	12構改D第263号	農林水産事務次官
基幹水利施設補修事業	基幹水利施設補修事業実施要綱	平成7年4月1日	7構改D第246	農林水産事務次官

都道府県営かんがい排水事業	土地改良事業関係補助金交付要綱	昭和 31 年 8 月 13 日	31 農地第 3966 号	農林事務次官
都道府県営農業用水再編対策事業	都道府県営農業用水再編対策事業実施要綱	平成 9 年 4 月 1 日	9 構改D第 223 号	農林水産事務次官
都道府県営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)	都道府県営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)実施要綱	平成 10 年 4 月 8 日	10 構改D第 219 号	農林水産事務次官
都道府県営流域水質保全機能増進事業	都道府県営流域水質保全機能増進事業実施要綱	平成 12 年 3 月 24 日	12 構改D第 265 号	農林水産事務次官
水田農業経営確立排水対策特別事業	水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱	平成 12 年 10 月 10 日	12 構改D第 277 号	農林水産事務次官
畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備事業実施要綱	平成 9 年 10 月 8 日	9 構改D第 238 号	農林水産事務次官
地域用水環境整備事業	地域用水環境整備事業実施要綱	平成 12 年 3 月 24 日	12 構改D第 268 号	農林水産事務次官
都道府県営かんがい排水事業と併せ行う都道府県営農地防災排水事業	都道府県営かんがい排水事業と併せ行う都道府県営農地防災排水事業の取扱いについて	昭和 61 年 4 月 4 日	61 構改D第 520 号	構造改善局長
ほ場整備事業	ほ場整備事業実施要綱	昭和 41 年 7 月 26 日	41 農地D第 1241 号	農林事務次官
農地還元資源利活用事業	農地還元資源利活用事業実施要綱	平成 3 年 7 月 17 日	3 構改D第 482 号	農林水産事務次官
干拓地等農地整備事業	干拓地等農地整備事業実施要綱	昭和 52 年 4 月 16 日	52 構改D第 283 号	農林事務次官
土地改良総合整備事業	土地改良総合整備事業実施要綱	昭和 52 年 4 月 16 日	52 構改D第 217 号	農林事務次官
地域整備関連総合整備事業	地域整備関連総合整備事業実施要綱	平成 8 年 7 月 31 日	8 構改D第 537 号	農林水産事務次官
基盤整備促進事業	基盤整備促進事業実施要綱	平成 10 年 5 月 20 日	10 構改D第 85 号	農林水産事務次官
都道府県営干拓事業	都道府県営干拓事業実施要綱	昭和 39 年 7 月 31 日	39 農地D第 714 号	農林事務次官
農用地開発事業	農用地開発事業実施要綱	昭和 45 年 12 月 10 日	45 農地C第 500 号	農林事務次官
水田転換特別対策事業	水田転換特別対策事業実施要綱	昭和 46 年 5 月 28 日	46 農地D第 397 号	農林事務次官

国営農地再編整備事業	国営農地再編整備事業 実施要綱	平成 7 年 4 月 1 日	7 構改D第 157 号	農林水産事務次官
先進技術導入モデル事業	先進技術導入モデル事業 実施要綱	平成 5 年 10 月 20 日	5 構改D第 697 号	農林水産事務次官
農道整備事業	農道整備事業実施要綱	昭和 52 年 4 月 16 日	52 構改D第 239 号	農林事務次官
農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業	農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業実 施要綱	昭和 41 年 4 月 23 日	41 農地D第 772 号	農林事務次官
農業集落排水事業	農業集落排水事業等実 施要綱	昭和 58 年 4 月 4 日	58 構改D第 271 号	農林水産事務次官
農村振興総合整備事業 (農村振興地域情報基 盤整備事業及び農村振 興都市近郊交流基盤整 備事業のうち生産緑地 地区において行うもの を除く)	農村振興総合整備事業 等実施要綱	平成 13 年 3 月 30 日	12 農振第 1963 号	農林水産事務次官
集落基盤整備事業	集落基盤整備事業実施 要綱	平成 12 年 4 月 1 日	12 構改D第 126 号	農林水産事務次官
田園整備事業	田園整備事業実施要綱	平成 10 年 12 月 11 日	10 構改D第 691 号	農林水産事務次官
農村総合整備事業	農村総合整備事業等実 施要綱	平成 7 年 4 月 1 日	7 構改D第 281 号	農林水産事務次官
集落地域整備統合補助 事業	集落地域整備統合補助 事業実施要綱	平成 7 年 4 月 1 日	7 構改D第 285 号	農林水産事務次官
中山間地域総合整備事 業	中山間地域総合整備事 業実施要綱	平成 2 年 8 月 1 日	2 構改D第 475 号	農林水産事務次官
農地環境整備事業	農地環境整備事業実施 要綱	平成 4 年 7 月 15 日	4 構改D第 457 号	農林水産事務次官
ふるさと水と土ふれあ い事業	ふるさと水と土ふれあ い事業実施要綱	平成 9 年 4 月 1 日	9 構改D第 182 号	農林水産事務次官
棚田地域等保全整備事 業	棚田地域等保全整備事 業実施要綱	平成 12 年 11 月 22 日	12 構改D第 901 号	農林水産事務次官
国営総合農地防災事業	国営総合農地防災事業 実施要綱	平成元年 7 月 7 日	元構改D第 486 号	農林水産事務次官
農地防災事業	農地防災事業実施要綱	昭和 40 年 12 月 24 日	40 農地D第 1829 号	農林事務次官
農業用河川工作物応急 対策事業	農業用河川工作物応急 対策事業実施要綱	昭和 54 年 4 月 3 日	54 構改D第 239 号	農林水産事務次官

公害防除特別土地改良事業	公害防除特別土地改良事業実施要綱	昭和 47 年 1 月 11 日	46 農地 D 第 808 号	農林事務次官
直轄管理事業	土地改良法	昭和 24 年 6 月 6 日	法律第 195 号	
広域農業水利施設総合管理事業	広域農業水利施設総合管理事業実施要綱	平成元年 7 月 7 日	元構改 A 第 986 号	農林水産事務次官
国営造成施設県管理費補助事業	土地改良関係施設補助金交付要綱	昭和 31 年 7 月 28 日	31 農地第 3543 号	農林事務次官
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱	平成 8 年 7 月 31 日	8 構改 A 第 595 号	農林水産事務次官
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱	昭和 60 年 4 月 26 日	60 構改 D 第 302 号	農林水産事務次官
土地改良施設修繕保全事業（緊急補修工事を除く）	土地改良施設修繕保全事業実施要綱	昭和 61 年 4 月 4 日	61 構改 A 第 401 号	農林水産事務次官
畜産基盤再編総合整備事業	畜産基盤再編総合整備事業実施要綱	平成 7 年 4 月 1 日	7 畜 B 第 322 号	農林水産事務次官
畜産環境総合整備事業	畜産環境総合整備事業実施要綱	平成 7 年 4 月 1 日	7 畜 B 第 326 号	農林水産事務次官
担い手育成草地整備改良事業	担い手育成草地整備改良事業実施要綱	平成 8 年 5 月 10 日	8 畜 B 第 226 号	農林水産事務次官
農用地総合整備事業	農用地総合整備事業実施要綱	平成元年 9 月 25 日	元構改 A 第 896 号	農林水産事務次官
特定中山間保全整備事業	特定中山間保全整備事業実施要綱	平成 13 年 3 月 30 日	12 林整整第 690 号	農林水産事務次官
水資源開発公団かんがい排水事業	水資源開発公団かんがい排水事業実施要領	平成 3 年 2 月 8 日	2 構改 A 第 1255 号	構造改善局長
水資源開発公団かんがい排水事業造成施設管理	水資源開発公団施設管理費補助金交付要綱	昭和 43 年 11 月 29 日	43 農地 A 第 2509 号	農林事務次官
直轄海岸保全施設整備事業	海岸法	昭和 31 年 5 月 12 日	法律第 101 号	
海岸保全施設整備事業	農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱	昭和 33 年 9 月 30 日	33 農地第 3731 号	農林事務次官
補修統合補助事業	農地保全に係る海岸保全施設補修統合補助事業実施要綱	昭和 54 年 4 月 3 日	54 構改 D 第 244 号	農林水産事務次官

海岸環境整備事業	農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱	昭和 49 年 10 月 21 日	49 構改第 782 号	農林事務次官
公有地造成護岸等整備事業	農地保全に係る公有地造成護岸等整備事業実施要綱	昭和 61 年 4 月 4 日	61 備改D 第 439 号	農林水産事務次官

地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
水資源開発公団総裁
緑資源公団理事長

} 殿

農村振興局長
生産局長

田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について

平成 14 年 2 月 14 日付けをもって環境との調和に配慮した農業農村整備事実等基本要綱（13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知）が定められたが、第 6 の田園環境整備マスタープランに定められるべき事項等については別紙「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」によることとしたので、御了知の上、その適切な実施にご配慮をお願いします。

別紙

田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領

第 1 定義

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 6 の田園環境整備マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）に定められるべき事項等については、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 マスタープランの対象地域

マスタープランの対象とする地域は、要綱第 5 に定める事業（以下「環境配慮対象事業」という。）の実施地区又は実施を予定する地区をその区域に含む市町村において、以下に該当する地域とする。

- （1）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域
- （2）農業振興地域以外の地域であって、生態系の連続性や農道・水路等の施設の一体性・連続性を考慮して市町村がマスタープランの対象として取り込むべきと定めた地域

第3 マスタープランの作成

- 1 市町村がマスタープランを作成するときは、次の点に留意するものとする。
 - (1) マスタープランの作成に当たっては、別紙「田園環境整備マスタープラン作成調査項目」の内容により対象地域における自然環境及び社会環境に係る現況の調査を行い、その調査結果に基づくものとする。
 - (2) マスタープランにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 地域内の環境評価に関する事項
 - イ 環境保全の基本方針に関する事項
 - ウ 地域の整備計画に関する事項
 - エ その他市町村長が必要と認める事項
 - (3) マスタープランにおいては、次に掲げる事項を満たすものとする。
 - ア 都道府県、市町村において既に作成されている環境に関する計画等、都道府県、市町村の施策との調和に十分配慮されたものであること。
 - イ 対象地域が「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）のいずれかに区分されたものであること。
 - (4) マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関等との密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させるよう努めるものとする。
 - (5) 既に、農村環境計画策定要綱（平成6年6月23日付け構改C第398号構造改善局長通知）に基づき農村環境計画が作成されているときは、当該計画をマスタープランとみなすものとする。
 - (6) このほか、市町村において(2)アからウに該当する事項を定める計画等が既に定められているときは、これをマスタープランとして活用することができるものとする。
- 2 環境配慮対象事業の事業計画作成に当たって必要なマスタープランが作成されていないときは、事業主体は関係市町村に対してマスタープランの作成を要請するものとする。

第4 マスタープランの見直し

マスタープラン作成後、対象地域の自然的社会的環境の変化等により必要があるときは、マスタープランを見直すものとする。

第5 その他

補助事業の事業主体は、各環境配慮対象事業の実施要綱等が定める事業採択申請書の提出方法により、当該事業の実施地区に係るマスタープランを事業採択申請書と併せて提出するものとする。

田園環境整備マスタープラン作成調査項目

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形：地勢図や地形図による ②地質：地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置（ラムサール条約等） ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造 ④農業の現状及び動向等
(3) 観光レクリエーション	①主要な観光レクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の状況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史・文化、②文化財・史跡の位置及び概要

事 務 連 絡
令和４年４月２７日

全国土地改良事業団体連合会
中央土地改良管理指導センター所長 殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（団体指導・利用調整班担当）

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱等の改正に伴う留意事項について

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱の一部改正について（令和４年３月３１日付け３農振第３０３５号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の一部改正について（令和４年３月３１日付け３農振第３０３６号農村振興局長通知。以下「要領」という。）が令和４年４月１日より施行され、新たに防災減災機能等強化事業（要綱第２の２に規定する事業をいう。以下同じ。）が創設されるとともに、事業実施主体として認可地縁団体及び一般社団法人（以下「認可地縁団体等」という。）が追加されたところです。

しかしながら、要綱、要領における認可地縁団体等の取扱いについて、一部混乱を招く恐れがあることから、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知いただくとともに、会員である都道府県土地改良事業団体連合会に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県に対しては各地方農政局等より別途周知することとしていますので、申し添えます。

記

防災減災機能等強化事業は、国土強靱化、グリーン、デジタルといった現下の政策課題に対応するため、本改正により新たに創設されたところですが、このような課題の解決に当たっては、基幹的な施設に限らず、末端施設まで一体的に整備を行うことが重要です。

このため、小規模施設のみを管理する団体においても本事業を活用できる仕組みを構築する必要があったことから、新たに要綱第１の趣旨において、認可地縁団体等が事業実施主体として明確に位置付けられたところです。

一方で、その実施する事業については、要綱、要領において規定されていないことから、認可地縁団体等は、防災減災機能等強化事業に限らず、要綱第２の１に規定する「整備補修事業」についても実施できるものと捉えられます。

しかしながら、上述した認可地縁団体等を事業実施主体として位置付けた理由を鑑み、認可地縁団体等の実施する事業は、防災減災機能等強化事業に限定することとしますので、その取扱いに当たっては、十分御留意いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年8月22日

道府県土地改良事業団体連合会
維持管理適正化事業担当部（所）長 殿

全国土地改良事業団体連合会
中央土地改良管理指導センター所長

土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）により小水力等
発電施設等の整備を行う場合における留意事項について

当センターの運営については、平素より格別のご高配賜り御礼申し上げます。

さて、本年度より防災減災機能等強化事業において小水力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーによる発電施設（以下「再エネ発電施設」という。）の施設整備が可能となっております。

本事業において再エネ発電施設の施設整備を行う場合、当初、対象施設は限定的なものを想定しておりましたが、本省土地改良企画課で再エネ発電施設を整備する際の運用について見直され、別紙のとおり土地改良企画課長補佐名で通知がありましたので内容等ご留意下さい。

また、本件につきましては適切、円滑な実施を期するため、会員土地改良区等へ周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年8月19日

全国土地改良事業団体連合会
中央土地改良管理指導センター所長 殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（団体指導・利用調整班担当）

土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）により小水力等
発電施設等の整備を行う場合における留意事項について

本年度より土地改良施設維持管理適正化事業に防災減災機能等強化事業が創設され、小水力や太陽光等の再生可能エネルギーによる発電等施設（以下「再エネ発電施設」という。）の整備を行うことが可能となったところです。

本事業による再エネ発電施設の整備に当たっては、「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについて」（平成31年2月27日付け30農振第3035号農林水産省農村振興局長通知）及び「国の補助に係る農業農村整備事業等により整備された太陽光発電施設の取扱いについて」（令和3年3月11日付け2農振第2835号農林水産省農村振興局長通知）の定めるところにより取扱うとともに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）の定めに基づいて取扱うこととしますので、御了知願います。

また、前述の各農村振興局長通知を改正するまでの間、別記により通知内容を一部読み替えて運用することとしたので、併せて御了知いただくとともに、これらについて会員である都道府県土地改良事業団体連合会に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県に対しては、各地方農政局等より別途周知することとしていますので、申し添えます。

別記

1. 国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについて (平成31年2月27日付け30農振第3035号農村振興局長通知)

第4 毎年度の報告

管理者は、当該小水力発電施設の補助金交付要綱等に基づく処分制限期間内において、総代会若しくは総会（以下「総代会等」という。）の議決により、発電に係る各年度の収支決算の承認が得られた後、別記「発電施設に関する提出資料」の1～3について、毎年6月末までに都道府県土地改良事業団体連合会会長を経由して全国土地改良事業団体連合会会長に報告するものとする。

農村振興局長は、必要に応じて全国土地改良事業団体連合会会長に対し、管理者より報告のあった上記資料について提出を求めることができることとし、また、提出された資料を確認した上で、全国土地改良事業団体連合会会長に対し必要に応じ指導するものとする。

第5 国庫への納付

3 国庫納付の手続

- (1) 管理者は、国庫納付が生じた場合は、発電に係る決算について総代会等の承認が得られた直近の5月末までに別記「発電施設に関する提出資料」の4（別記様式3）により、都道府県土地改良事業団体連合会会長を経由して全国土地改良事業団体連合会会長に申告するものとする。
- (2) 全国土地改良事業団体連合会会長は、(1)の申告があったときは、その内容を確認し、(1)の申告のあった年の6月末までに別記「発電施設に関する提出資料」の4（別記様式3）により、農村振興局長に申告するものとする。
- (3) 農村振興局長は、(2)の申告があったときは、その内容を確認し、国庫納付額及び納付期限等を記載した別記「発電施設に関する提出資料」の5（別記様式4）により、全国土地改良事業団体連合会会長に通知するものとする。

2. 国の補助に係る農業農村整備事業等により整備された太陽光発電施設の取扱いについて (令和3年3月11日付け2農振第2835号農林水産省農村振興局長通知)

第5 実績報告

- 1 農村振興局長は、必要に応じて、全国土地改良事業団体連合会会長に対し、管理者が第2の規定に基づき作成する貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに発電量の実績に関する資料について、提出を求めることができるものとする。
- 2 農村振興局長は、前項の規定に基づき提出された資料について確認をした上で、全国土地改良事業団体連合会会長に対し、必要に応じ指導するものとする。

第6 国庫への納付

3 国庫納付の手続

- (1) 管理者は、国庫納付が生じた場合は、発電に係る決算について総代会等の承認が得られた直近の5月末までに別記様式1により、都道府県土地改良事業団体連合会会長を経由して全国土地改良事業団体連合会会長に申告するものとする。

(2) 全国土地改良事業団体連合会会長は(1)の申告があったときは、その内容を確認し、(1)の申告のあった年の6月末までに別記様式1により、農村振興局長に申告するものとする。

(3) 農村振興局長は(2)の申告があったときは、その内容を確認し、国庫納付額及び納付期限等を記載した別記様式2により、全国土地改良事業団体連合会会長に通知するものとする。

3. 農業農村整備事業等により整備された小水力発電等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)

第5 納付方法

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度の5月末までに、都道府県土地改良事業団体連合会会長を経由して全国土地改良事業団体連合会会長に報告するものとする。

全国土地改良事業団体連合会会長は、別記様式2号により、毎年6月末までに、農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

30農振第3035号
平成31年2月27日

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産省^{註1}農村振興局長

国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについて

国の補助に係る農業農村整備事業（以下「事業」という。）により整備された小水力発電施設の取扱いについては、下記事項に御留意の上、遺憾のないようにされたい。

なお、国の補助に係る土地改良事業における水力発電施設の取扱いについて（昭和58年5月23日付58構改D第403号農林水産省構造改善局長通知）は廃止する。

貴局管内の都府県知事^{註2}に対しては、貴職より通知願いたい^{註3}。

記

第1 対象発電施設

本通知の取扱いの対象となる小水力発電施設は、管理者が管理する土地改良施設の操作に必要な電力供給等を目的とし、事業によって整備された小水力発電施設とする。

第2 会計処理

管理者は、小水力発電施設を適切に維持管理するため、発電施設に係る会計は、他の会計経理と明瞭に区分し、複式簿記方式により、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成するものとする。

また、この会計処理については、土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）に基づくものとし、必要に応じ定期的に専門家（税理士、公認会計士等）の指導を受けるものとする。

第3 発電施設により生じた電力について

1 電力の取扱い

小水力発電施設により生じた電力については、土地改良施設の維持管理に必要な電力（以下「必要電力」という。）として直接供給することができるほか、一旦、電力会社に売電し、その売電収入から必要電力を買電できるものとする。

2 売電収入の充当先の順位について

売電収入については、次の（1）～（5）の順に充当するものとし、なお余剰する額は国庫納付の算定対象額とする。

- (1) 必要電力の買電に係る費用
- (2) 発電施設の運営経費（施設操作に必要な費用、引当金（修繕引当金、職員退職給付引当金）、減価償却費）
- (3) 発電施設との共用部分の水路・取水施設等※の維持管理費
- (4) 発電施設の運営経費（施設を維持するための積立資産（欠損調整積立資産、災害準備積立資産、建設改良積立資産））
- (5) 土地改良施設全体の維持管理費（上記（3）を除く）

※ 共用部分の水路・取水施設等とは、発電にかかる用水が適切に流下するために必要な全ての施設を対象とする。

第4 毎年度の報告

管理者は、当該小水力発電施設の補助金交付要綱等に基づく処分制限期間内において、総代会若しくは総会（以下「総代会等」という。）の議決により、発電に係る各年度の収支決算の承認が得られた後、別記「発電施設に関する提出資料」の1～3について、毎年6月末までに都道府県知事を経由して、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

なお、地方農政局長等及び都道府県知事は、報告された別記「発電施設に関する提出資料」について、確認をした上で、管理者に対し必要に応じ指導するものとする。

別記「発電施設に関する提出資料」の作成に当たっては、総代会等で承認された収支決算書又はその根拠となる正味財産増減計算書等を基礎とするものとする。

第5 国庫への納付

1 売電収入充当後の国庫納付

管理者は、小水力発電施設で生じた売電収入において、第3の2の国庫納付の算定対象額が生じた場合は、その算定対象額に当該発電施設の建設時の国の負担率等を乗じた額を国庫に納付するものとする。

なお、売電収入は、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき発電により得た収入の一部を納付する場合には、その納付する額を除いたものとする。

2 発電施設更新後の国庫納付

小水力発電施設の全面的な更新を行った際に、当該更新工事を了した時点で、建設改良積立資産に残額がある場合は、この残額に当該発電施設の建設時の国の負担率等を乗じた額を国庫に納付するものとする。

なお、建設改良積立資産の国庫納付後の残額は、他の会計に繰り出し、以降の発電施設に係る会計処理と明確に区分するものとする。

3 国庫納付の手続

- (1) 管理者は、国庫納付が生じた場合は、発電に係る決算について総代会等の承認が得られた直近の6月末までに別記「発電施設に関する提出資料」の4（別記様式3）により、都道府県知事を経由して地方農政局長等に申告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、前項（1）の申告があったときは、その内容を確認し、国庫納付額及び納付期限等を記載した別記「発電施設に関する提出資料」の5（別記様式4）により、都道府県知事を経由して管理者に通知するものとする。

附則

この通知に基づく発電会計処理については、平成31年4月1日から施行する。

※施行注意

- 注1 各地方農政局長宛てを除く。
- 注2 関東農政局長宛ては都県知事、近畿農政局長宛ては府県知事、内閣府沖縄総合事務局長宛ては沖縄県知事、その他農政局長宛ては県知事とする。
- 注3 北海道知事宛てを除く。

(別記)

発電施設に関する提出資料

- 1 発電施設の概要書（別記様式 1）
- 2 発電施設に関する収支計算書（別記様式 2）
- 3 電気事業者との電力受給契約書の写し（※電力需給契約を更新した場合に限る）
- 4 国庫納付額申告書（別記様式 3）
- 5 国庫納付額決定通知書（別記様式 4）

(別記様式 1)

発電施設の概要書

1 施設名

2 施設所有者

3 管理主体

4 所在地

5 仕 様

有効落差	〇〇m
最大使用水量	〇〇m ³ /s
最大発電出力	〇〇kW
年間可能発電電力量	〇〇kWh

6 事 業

当該施設設置事業名	〇〇営〇〇事業〇〇地区(平成〇〇年度～平成〇〇年度)
運転開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(別記様式 2)

発電施設に関する収支計算書（施設名： ）

1 ○○年度国庫納付算定対象額

(単位：円)

科目	金額
(収入)	
ア 売電収入	
イ その他収入 (利息等)	
収入計	
(支出)	
ウ 買電費用	
エ 発電施設の運営経費 (施設操作に必要な費用、引当金、減価償却費)	
オ 発電施設と共用部分の水路・取水施設等の 維持管理費	
カ 発電施設の運営経費 (積立資産積立)	
キ 土地改良施設全体の維持管理費 (共用部分を 除く)	
支出計	
国庫納付算定対象額 (収入－支出)	

2 ○○年度積立資産の状況

(単位：円)

年度	欠損調整 積立資産	災害準備 積立資産	建設改良 積立資産	備考
限度額				
(○○－1) 年度迄				
○○年度				
累計				

[第5の1. に基づく場合]

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

発電施設の管理者

〇〇営〇〇〇〇事業「〇〇〇地区」の発電施設に係る国庫納付額申告書

記

1. 国庫納付算定対象額 ○○○, ○○○円
内訳 別紙のとおり
2. 国庫納付額 ○○○, ○○○円
国庫納付算定対象額×国の負担率○○%（又は“○／○”）
3. 過去の国庫納付累計額 ○○○, ○○○円（又は“なし”）

[第5の2. に基づく場合]

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

発電施設の管理者

〇〇営〇〇〇〇事業「〇〇〇地区」の発電施設に係る国庫納付額申告書

平成〇〇年会計年度において、〇〇〇発電所の全面的な更新を行ったので、更新・改良を目的に積み立てた積立金に係る国庫納付額を下記のとおり申告します。

記

1. 平成〇〇年会計年度の積立金額
〇〇〇, 〇〇〇円
2. 工事費のうち管理者負担額 〇〇〇, 〇〇〇円
内訳 別紙のとおり
3. 工事費負担後の積立残額 〇〇〇, 〇〇〇円
4. 国庫納付額 〇〇〇, 〇〇〇円
積立残額×国の負担率〇〇%（又は“〇／〇”）
5. 過去の国庫納付累計額 〇〇〇, 〇〇〇円（又は“なし”）

(別記様式 4)

番 号
年 月 日

水力発電施設の管理者 殿

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇営かんがい排水事業「〇〇地区」の水力発電施設に係る国庫納付額決定通知書

平成 年 月 日付け 号で申告のあった国庫納付について、下記のとおり決定したので通知する。

記

1. 国庫納付額 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 納付期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 農振第2835号
令和3年3月11日

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産省^{注1}農村振興局長

国の補助に係る農業農村整備事業等により整備された太陽光発電施設の取扱いについて

国の補助に係る農業農村整備事業等（以下「事業」という。）により整備された太陽光発電施設（以下「発電施設」という。）の取扱いについては、下記事項に御留意の上、遺憾のないようにされたい。

貴局管内の都府県知事^{注2}に対しては、貴職より通知願いたい^{注3}。

記

第1 対象発電施設

本通知の取扱いの対象となる発電施設は、管理者が管理する土地改良施設の操作に必要な電力供給等を目的とし、事業によって整備された発電施設とする。

第2 会計処理

管理者は、発電施設を適切に維持管理するため、発電施設に係る会計は、他の会計経理と明瞭に区分するものとする。

また、この会計処理については、土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）に基づくものとし、必要に応じ定期的に専門家（税理士、公認会計士等）の指導を受けるものとする。

第3 発電施設により生じた電力について

1 電力の取扱い

発電施設により生じた電力については、土地改良施設の維持管理に必要な電力（以下「必要電力」という。）として直接供給することができるほか、一旦、電力会社に売電し、その売電収入から必要電力を買電できるものとする。

2 売電収入の充当先の順位について

売電収入については、次の（１）～（４）の順に充当するものとし、なお余剰する額は国庫納付の算定対象額とする。

- （１） 必要電力の買電に係る費用
- （２） 発電施設の運営経費（施設操作に必要な費用、引当金（修繕引当金、職員退職給付引当金）、減価償却費）
- （３） 発電施設の運営経費（施設を維持するための積立資産（欠損調整積立資産、災害準備積立資産、建設改良積立資産））
- （４） 土地改良施設の維持管理費

第４ 施設の廃棄等費用の積立

施設の廃棄等（解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理）に要する費用については、第３の２に掲げる費用に優先して計画的に積み立てるものとする。

第５ 実績報告

- 1 地方農政局長等は、必要に応じて、管理者に対し、第２の規定に基づき作成する貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに発電量の実績に関する資料について、提出を求めることができるものとする。
- 2 管理者は、前項に規定する資料について地方農政局長等から提出を求められた場合は、都道府県知事を経由して、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に資料を提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、前項の規定に基づき提出された資料について確認をした上で、管理者に対し必要に応じ指導するものとする。

第６ 国庫への納付

1 売電収入充当後の国庫納付

管理者は、発電施設で生じた売電収入において、第３の２の国庫納付の算定対象額が生じた場合は、その算定対象額に当該発電施設の建設時の国の負担率等を乗じた額を国庫に納付するものとする。

なお、売電収入は、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年４月１日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき発電により得た収入の一部を納付する場合には、その納付する額を除いたものとする。

2 発電施設更新後の国庫納付

発電施設の全面的な更新を行った際に、当該更新工事を完了した時点で、建設改良積立

資産に残額がある場合は、この残額に当該発電施設の建設時の国の負担率等を乗じた額を国庫に納付するものとする。

なお、建設改良積立資産の国庫納付後の残額は、他の会計に繰り出し、以降の発電施設に係る会計処理と明確に区分するものとする。

3 国庫納付の手続

- (1) 管理者は、国庫納付が生じた場合は、発電に係る決算について総代会等の承認が得られた直近の6月末までに別記様式1により、都道府県知事を経由して地方農政局長等に申告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、前項(1)の申告があったときは、その内容を確認し、国庫納付額及び納付期限等を記載した別記様式2により、都道府県知事を経由して管理者に通知するものとする。

附 則

この通知に基づく発電会計処理については、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和4年3月31日までの間は、従前の運用を妨げないものとする。

(別記様式1)

[第6の1.に基づく場合]

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

発電施設の管理者

〇〇営〇〇〇〇事業「〇〇〇地区」の太陽光発電施設に係る国庫納付額申告書

〇〇年会計年度における〇〇〇発電所の余剰電力の売電等に係る国庫納付額を下記のとおり申告します。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1. 国庫納付算定対象額 | 〇〇〇, 〇〇〇円
(内訳: 別紙のとおり) |
| 2. 国庫納付額 | 〇〇〇, 〇〇〇円
国庫納付算定対象額×国の負担率〇% (又は“〇/〇”) |
| 3. 過去の国庫納付累計額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 (又は“なし”) |

[第6の2. に基づく場合]

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

発電施設の管理者

〇〇営〇〇〇〇事業「〇〇〇地区」の太陽光発電施設に係る国庫納付額申告書

〇〇年会計年度において、〇〇〇発電所の全面的な更新を行ったので、更新・改良を目的に積み立てた積立金に係る国庫納付額を下記のとおり申告します。

記

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 1. 〇〇年会計年度の積立金額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2. 工事費のうち管理者負担額 | 〇〇〇, 〇〇〇円
(内訳: 別紙のとおり) |
| 3. 工事費負担後の積立残額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 4. 国庫納付額 | 〇〇〇, 〇〇〇円
積立残額×国の負担率〇% (又は“〇/〇”) |
| 5. 過去の国庫納付累計額 | 〇〇〇, 〇〇〇円 (又は“なし”) |

(別記様式2)

番 号
年 月 日

発電施設の管理者 殿

農林水産省〇〇農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇宮〇〇〇〇事業「〇〇〇地区」の太陽光発電施設に係る国庫納付額決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇号で申告のあった国庫納付額について、下記のとおり決定したので通知する。

記

1. 国庫納付額 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 納付期限 〇〇年〇〇月〇〇日

平成26年4月1日付け25農振第2313号
最終改正 平成31年3月27日付け30農振第3310号

各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
国土交通省北海道開発局長 殿
北海道知事 殿

農林水産省^{注1} 農村振興局長

農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する
補助事業等と固定価格買取制度との調整について

農業農村整備事業等（第2の1及び2に掲げる通知に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）により整備された小水力等発電施設について、当該発電施設を管理する地方公共団体及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合における、農業農村整備事業等の要綱・要領等の規定により発電開始後に行う固定価格買取制度との調整については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

なお、管内の都府県知事^{注2}に対しては、貴職より通知願いたい。^{注3}

記

第1 調整の方法

売電を行う地方公共団体及び土地改良区等（以下「発電主体」という。）は、第3により算定した納付額を国に納付することとする。

第2 対象施設

この通知による調整を行う施設は、次に掲げる施設とする。

1. 以下の要綱に基づき実施する国営事業により整備された小水力等発電施設について、当該施設に係る管理委託協定等に基づき固定価格買取制度との調整を行う施設
 - (1) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知）

- (3) 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）
- (4) 国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19構改D第2056号農林水産事務次官依命通知）
- 2. 以下の要綱・要領に基づき実施する事業により整備された小水力等発電施設であって当該要綱・要領の規定に基づき固定価格買取制度との調整を行う施設
 - (1) 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振2118号農林水産省農村振興局長通知）第12
 - (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振2454号農林水産省農村振興局長通知）別紙1－1（農地整備に係る運用）運用1（農地整備事業）第10、運用2（農業基盤整備促進事業）第10、別紙2（水利施設整備に係る運用）第9、別紙3－1（農地防災に係る運用）第1（農地防災事業）第5、運用2（水質保全対策事業）第4、別紙4－1（農村集落基盤再編・整備事業に係る運用）運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第10
 - (3) 農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け28農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）附則の2の規定により廃止される前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産大臣官房長通知）第4の2の（25）及び（26）
 - (4) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命）別紙1運用1（農地整備事業）第2、別紙1運用2（農業基盤整備促進事業）第10、別紙3運用1（水利施設等整備事業）第2、別紙4運用1（農地防災事業）第2、別紙4運用2（水質保全対策事業）第2、別紙6運用1（農村集落基盤再編・整備事業）第2
 - (5) 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知）第7
 - (6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）第8
 - (7) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号）第8
 - (8) 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）第6
 - (9) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号）

第10

第3 納付額の算定

毎年度の納付額は、次の算式により算定するものとする。

(算式)

毎年度の納付額＝当該年度の売電実績量×納付単価

納付単価＝(最大出力×FIT建設費単価^{※1}×補助率(国費率))

÷(最大出力×24h×365日×設備利用率^{※2}×調達期間)

※1：固定価格買取制度による売電契約締結時において調達価格算定の基礎となっている建設費単価

※2：設備利用率の標準値

第4 納付期間

納付期間は、固定価格買取制度による売電の調達期間とする。

ただし、当該期間が経過するまでに、納付額の累計が固定価格買取制度による調達価格算定の基礎とされている施設建設費の国費相当分（納付上限額）に達した時点で納付は終了するものとする。

納付上限額＝最大出力×FIT建設費単価^{※1}×補助率(国費率)

※1：固定価格買取制度による売電契約締結時において調達価格算定の基礎となっている建設費単価

なお、上記の算出による納付上限額が、当該小水力等発電施設の整備に係る国営事業又は補助事業の国費負担額の合計（以下「国費負担額」という。）を超える場合は、国費負担額を納付上限額とする。

第5 納付方法

1. 国営事業の場合

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度の6月末までに、それぞれの管轄の地方農政局長等（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）に報告するとともに、地方農政局長等からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

2. 直接補助等（直接補助等事業者が発電主体）の場合

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度

の6月末までに、農林水産大臣（第2の2（2）の事業に限る。）、又はそれぞれの管轄の地方農政局長等（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するとともに、農林水産大臣又は地方農政局長等からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

3. 間接補助等（間接補助等事業者が発電主体）の場合

発電主体は、毎年度の納付額について、別記様式1号により、売電年度の翌年度の5月末までに、直接補助等事業者に報告するものとする。

当該報告を受けた直接補助等事業者は、別記様式2号により、毎年6月末までに、農林水産大臣（第2の2（2）の事業に限る。）、又はそれぞれの管轄の地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣又は地方農政局長等からの納付の命令を受けて、これを国に納付するものとする。

第6 納付金残額の国庫への返納

協議会（小水力等再生可能エネルギー導入支援事業実施要領（平成29年3月31日付28農振第2114号）第2の1に基づき都道府県ごとに設置された協議会をいう。）は、その解散時に、各土地改良区等から納付された納付金の残額を有する場合には、これを国に納付するものとする。

附 則

平成30年度末までに事業着手した地区の小水力等発電施設については、固定買取価格制度との調整を行うことを要しない。ただし、発電主体が土地改良区等である場合は、平成25年度末までに小水力等発電施設の導入について技術的・経済的検討が行われ、その導入可能性が確認されているものに限る。

※施行注意

注1 各地方農政局長宛てを除く。

注2 関東農政局長宛ては都県知事、近畿農政局長宛ては府県知事、内閣府沖縄総合事務局長宛ては沖縄県知事、その他の農政局長宛ては県知事とする。

注3 国土交通省北海道開発局長および北海道知事宛てを除く。

(別記様式 1 号)

番 号
年 月 日

第 5 の 1 ～ 3 の場合に応じた提出先

農林水産大臣 殿

各地方農政局長 殿

国土交通省北海道開発局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 殿

市町村長 殿

〇〇〇〇

〇〇〇〇 印

農業農村整備事業等と固定価格買取制度との調整に係る売電収入の一部納付について

〇〇事業により整備した〇〇発電所（〇〇地区）について、農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）第5の規定に基づき、売電収入の一部を納付したく、下記のとおり報告します。

1. 事業名 平成〇年度〇〇事業
2. 納付額 別紙「平成〇年度納付額算定書」のとおり

(別記様式 2 号)

番 号
年 月 日

第 5 の 3 の場合に応じた提出先

〔 農林水産大臣 殿
各地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇〇〇
〇〇〇〇 印

農業農村整備事業等と固定価格買取制度との調整に係る国庫納付について（進達）

このことについて、〇〇〇〇から別添のとおり報告があり、内容を確認したところ、適正と認められるので進達します。

（要領）

以下の資料を添付すること。

別記様式 1 号

(別紙)

平成○年度 納付額算定書

1. 発電主体

発電主体	○○○
土地改良区等事務所所在地	○○県○○市○○ ○番○号

2. 発電施設諸元

発電施設名	○○発電所
発電施設所在地	○○県○○市○○ ○番○号
発電施設整備事業名	○○営○○事業
発電施設整備主体	○○○

3. 固定価格制度に関する事項

発電種別	(注) 小水力発電、太陽光、風力発電の別を記入
発電施設の最大出力	○kW
固定価格買取期間	平成○年○月○日～平成○年○月○日

4. 納付単価算出

$$\begin{aligned}\text{納付単価}^{※1} &= (\text{最大出力}^{※2} \times \text{FIT建設費単価}^{※3} \times \text{補助率(国費率)}^{※4}) / \\ &\quad (\text{最大出力}^{※2} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{設備利用率}^{※5} \times \text{調達期間}^{※6}) \\ &= (\text{○○kW} \times \text{○}, \text{○○○円} \times \text{○}\%) / (\text{○○kW} \times 24 \times 365 \times \text{○}\% \times \text{○○年}) \\ &= \text{○. ○○円}^{※1}\end{aligned}$$

5. 納付上限額

$$\begin{aligned}\text{納付上限額}^{※7} &= \text{最大出力}^{※2} \times \text{FIT建設費単価}^{※3} \times \text{補助率(国費率)}^{※4} \\ &= \text{○}, \text{○○○円}^{※7}\end{aligned}$$

6. 売電実績 (kWh)

月	本年度の売電実績	前年度の売電実績	備 考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			

		り上げ整数止まり	
納付額 ^{※8}	円	小数点以下1位切り上げ整数止まり	7により算定
本年度の売電実績 ^{※9}	kWh	—	6の売電実績の合計

事 務 連 絡
令和4年9月 1日

道府県土地改良事業団体連合会
維持管理適正化事業担当部（所）長 殿

全国土地改良事業団体連合会
中央土地改良管理指導センター

本通知に係る防災減災機能等強化事業の取り扱いについて

当センターの運営については、平素より格別のご高配賜り御礼申し上げます。

さて、令和4年8月22日付けの事務連絡において、農林水産省土地改良企画課長補佐名の通知（再エネ発電施設を整備する際の運用について見直しが行われた旨）について、ご留意をお願いしたところですが、その内容・趣旨について下記のとおり、本省と確認しましたので、再度ご了知をお願いいたします。

併せて、お手数ですが改めて会員土地改良区等への周知をお願いいたします。

記

1. 本通知で防災減災機能等強化事業（以下「事業」という。）の対象となる小水力等発電施設（売電を含む）の施設整備は新設もしくは全面更新。
※この場合は前回の通知のとおり読み替えて実施（国庫返納や報告発生）
※全面更新とは建屋もしくは下部コンクリート構造を含む発電施設の一括更新を指す
2. 売電を行う小水力等発電の一部更新、一部新設、オーバーホール等については、事業の対象外。（これらの施設整備は売電収入の充当内（積立金）で行うもの。）

以上